

平成27年第2回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成27年6月19日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

開議の宣告

○議長（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

一般質問の2日目を迎えました。傍聴者の皆様方には、本日も早朝より御苦労さまでございます。

それでは、ただいまより会議を開きたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場면을放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（黒田芳弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号17番 大西徳三郎君と18番 鵜飼静雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（黒田芳弘君）

日程第2、一般質問を行います。

18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

○18番（鵜飼静雄君）

おはようございます。

4点通告してありますので、順次質問をいたします。

まず第1番目は、介護保険料についてであります。

第6期の介護保険事業計画ができ、その内容を見ておきますと介護保険料が大幅にアップしています。低所得者には、本当に重い負担になっていると感じられざるを得ません。独自の軽減措置を考えてはどうかということについてお伺いをしたいと思います。

もともと国は、介護保険料がどんどん増加する中で、特に低所得者には重い負担が強いられるという状況の中で軽減措置を打ち出しました。例えば第1段階では、これまでの軽減率50%から20%拡大して70%にする。あるいは第2段階、第3段階についてもそれぞれ25%から50%に、25%から30%へと拡大する方針を示していました。ところがこの約束を見送り、第1段階のみ50%から55%、20%の予定が5%、4分の1に抑えられるという、そして第2段階、第3段階については据え置く

ということで約束を破ってきました。そういうことと相まって、今回の介護保険料の大幅なアップというのが、とりわけ所得の低い人に大きな負担となつてのしかかっているわけであります。

そうした状況の中で、各自治体が少しでも住民負担を減らそうということで独自の減免制度を設けようとする、国はこれまで、独自の補填はできないという見解を示してまいりました。そのこと自体が非常に不当なことだというふうには考えておりますけれども、同時に法令上は禁止されるものではないという見解を示しています。こうしたことを考えてみれば、本来、国が軽減措置するとしていたその相当分について、市として何らかの対応を考えるべきではないというふうに思っておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、御質問の介護保険料につきましてお答えいたします。

平成26年度にもとす広域連合において策定された第6期介護保険事業計画により、平成27年度から平成29年度までの3年間の標準給付費見込み額、地域支援事業費等をもとに第1号被保険者の介護保険料基準額を算定し、介護保険料が設定されました。

低所得の高齢者を対象とした介護保険料の軽減措置の強化につきましては、国におきまして、消費税の引き上げに伴う社会保障の充実策の1つとして決定されました。これを受け、もとす広域連合におきましても、平成27年度から平成28年度にかけては、介護保険料の所得段階のうち、生活保護受給者などの低所得者を対象とした第1段階の対象者について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に引き下げる保険料の軽減措置の強化を行うこととしています。

また、消費税率への引き上げが行われる予定である平成29年4月からは、介護保険料の所得段階の第1段階から第3段階の保険料につきまして、公費による軽減措置の強化が予定されています。保険料の軽減分の独自補償については、被保険者間の公平性の確保や健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から、一般財源の投入については適当ではないと国から示されているものであり、独自の軽減措置の強化につきましては考えておりません。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

介護保険料の推移を見ていると、15年前に始まりました介護保険、最初的时候は、標準で月当たりですけれども2,728円、今回5,650円となります。毎回、3年ごとに見直しをする中で10%以上の引き上げがなされてまいりましたが、第1期と比べてみると実に207%、2倍以上にはね上がっています。その間、じゃあ収入、所得がそのようにふえたかといえば、全く逆行しています。だから、支出は2倍になった、収入は現状か現状よりも下回っているという状態の中で、どんどん負担

ばかりが重くなっていくというのが実態であります。こういう実態についてはどのような感想を持っておられるか、お伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

65歳以上の高齢化率がふえる中、介護保険のサービスを利用される方もふえてきているということで、介護保険料が3年ごとに見直されておるわけでございますが、その関係で保険料が上がってくるというふうに考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

介護保険料が上がるというのは、単純計算をして上がってくるわけでありましてけれども、その中で、実際に地域の市民の暮らしを守っていくという立場から考えてみたときに、15年で2倍以上になるような負担を市民に強いていくということについては、なかなか言いにくいだろうけれども、そう心穏やかじゃないものがお互いにあるのではないかというふうに思います。

そこで、最初の答弁で言われた、国のほうが公平性の観点から一律に減免などをするということについてはよくないという指導を最初から一貫してやっています。けれども、最初に申し上げたように、そう言いつつも、そのことについて、法令上は禁止する根拠は何もないんだということを厚労省も認めています。であれば、1つは市として、あるいは広域連合でやっていますので、市だけでということにはならないかもしれませんが、考慮していく余地があるのではないかなということ、国に対して、そうした内政干渉的なやり方についてはおかしいという声を上げていく。それぞれの自治体でも、先ほど最初に申し上げたように、本来、国が約束していた部分について、市独自でカバーしようという動きがあった。そのことに対して、また厚労省が圧力をかけるという事態も生まれています。そういったやり方が、やっぱり地方自治を破壊する一つのもとになってくるとはのではないかというふうにも考えざるを得ません。

そういうことを考えてみたときに、やっぱりこの数字を見ただけでも本当に大変な状況になっているわけですから、そのことを踏まえて、市というよりは、広域連合で他の市町にも提起しながら論議をしていくということが必要ではないかというふうに考えますが、そこまでの話になると、部長よりも市長に見解をお伺いしたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

介護保険料のお話というのは、先ほど議員のお話にもありますし、地区別のほうもですね。そしてまた今部長のほうから保険料についての考え方というのも御答弁申し上げたとおりでございます。

けれども、お話のように、改めて申し上げますれば、介護保険料というのは、国の制度設計に基づきまして、それぞれ介護に必要な額というのを算定して介護保険料というのが算定されておるわけでございます。そしてその中に、お話のように当初から比べますともう2倍以上になっているというお話もでございます。これは先ほど来、部長のほうからお話がありますように、後期高齢者の増加によりまして、支える方々が思ったより、支えられる人が多くなってきているということで、それぞれ負担をあわせてお願いをするということで、現在そういう仕組みになっておるわけでございます。

この介護保険料は、先ほど来、お話がありますように、3市町で構成されておりますもとす広域連合というところでそれぞれ必要な所要額をそれぞれ算定をして保険料を決定しているものでございます。単独で本巢市だけでどうのこうのというような仕組みではございませんで、3市町でやっておるものでございます。それぞれの変更はもちろん3市町で協議をして合意し、またそれと同時に広域連合議会での御協議も必要ということになっております。

そういう中で、この介護保険というのは、そもそもはみんなで支え合うという、働いている人を含めて40歳以上の方々がみんなで支えようという仕組みでやっているものでございます。軽減すればどこかに負担がふえると、そういうこともあって、国のほうで負担の公平性というようなこと。また、財源も健全的に確保していくというようなことから、国で一定のルールでそれぞれお示しをされ、それに基づいてそれぞれの各市、また広域連合がそういうものに準じて保険料を算定しているということでございます。

そういったことから独自の軽減措置を講じるというのは、先ほど部長からお答えがありますようになかなか厳しい、ましてや本巢市の場合は3市町の広域連合でもございます。いずれにいたしましても、少しの変更も含めて、3市町で協議をすることだけでは前に進まない、そういう仕組みになっているところでございます。

負担が多くなることについて、それが当然だという議論は、そんな考えは毛頭持っておりません。我々も含めて保険料を負担しておる者にとりましては、年々改定のたびに保険料がふえておるといふことには、じくじたる思いがありますけれども、それはやはり高齢者がどんどんふえてきて医療費もかかっている、介護にかかる、治療費もかかっているというようなことで、厳しい中ではありますけれども、それぞれ御負担をお願いしながら、この制度を運用していくということに尽きるんではないかなというふうに思っております。

いずれにしましても、それぞれ何とか軽減分を、いわゆる国の仕組みの中でしっかりとそういったことも踏まえて、先ほど来、部長がお答えしておりますように、消費税の最大限のときに合わせて、もう一度この軽減のところも検討されるというふうに聞いておりますので、そういった推移を見ながら取り組んできたいなというふうに思っております。

いずれにしましても、なかなか単独で、そしてまた本巢市単独、そしてまた広域連合3市町で協議をうまく共有してやっていくというには、なかなか厳しいものがあるというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

市長が言われるように、本巢市だけでどうこうするというについては、非常に困難があるということは重々承知していますし、広域連合が発足した当初から、介護保険について横出し、上乘せについては、非常に否定的な姿勢を示してまいりました。

けれども、これほど保険料が増大した状況の中で、これは広域連合で指導ということではなくても、広域連合の中で、あるいは連合長の中でそうしたことについての論議、協議ぐらいいはしてもいいんじゃないか、そういう状況に今なっているんじゃないかというふうに思いますが、だから、藤原市長が広域連合の中でそのことを、結果はどうなるかは別にしても、ぜひ提起をして、議論の俎上に乗せてほしいというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

議員のお話を今お聞きいたしまして、機会があれば、そのときにまた、一度本巢市議会の中でこういう議論があったということはお話をするということについてはやぶさかではございません。いずれにいたしましても、お話をするといいましても、3市町の最終的な合意の話でありますので、それをどう捉えるかは、またいろいろあろうかと思いますが、議会でこういう議論が出たということは、皆さん方の前で、広域連合長を含め、連合長会議の中でお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構です。

では、2番目に移ります。

2番目は、これも介護保険との絡みはありますけれども、障害者総合支援法という法律の第7条に障害者が65歳になったら介護保険優先という原則がございます。そのことに対する対応について、お伺いをしたいと思います。

障害者の福祉サービスを利用してきた障害者が65歳になった途端に、今申し上げた障害者総合支援法第7条の規定による介護保険優先として、介護保険サービスに強制的に切りかえられる、移行させられるという問題が、今、全国各地でいろんな波紋を呼んでいます。

障害者の福祉サービスを受けていた人が、介護保険に移行することによって、さまざまな問題が起きる。その1つは、サービスが制限をされていく。障害者の福祉サービスと介護保険のサービス

と同じようなものがあればもう介護保険に移すんだということ。あるいは比較的似ているものも移すということになっています。そうすると、今まで10受けていたサービスが9になったり8になったりする、そういう状況が生まれてまいります。また、障害者福祉サービスでは、住民税非課税、市民税の非課税世帯については無料でありますけれども、介護保険であれば、これは有料になってまいります。

そういうことで、今まで65歳までは無料でサービスをきちんと必要に応じて受けられていた。けれども、65歳になった途端に介護保険に移行させられることによって、必要なサービスが受けられなくなる。有料になる。こういうことが生まれてくるということが今問題になっています。

このことについて、ある町では65歳になったときに、勝手に、もうあなたは障害福祉サービスは受けられませんよ、介護保険ですよということで強制的にやっちゃって、今、基本的には、先ほども言ったように、介護保険に移行しても障害福祉サービスでしかないサービスについては、そのサービスを利用して受けることができるというふうになっておりますけれども、そういうことも知らずにとにかく打ち切っちゃうというやり方をしたところがあり、後でまた問題になったということが生まれています。そういったことを考えてみたときに、じゃあ本巢市は一体どういう対応をしているんだろうということをまず疑問に思いまして、今回お伺いしたいと思っているわけでありまして、それに関連することについては再質問でお伺いしますので、とりあえずどのような対応をしているかということについて、お伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは御質問の、65歳になった障害者の介護保険優先への対応はにつきましてお答えいたします。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係につきましては、障害者総合支援法第7条の規定に基づき、介護保険制度の対象となる65歳以上及び特定疾病による40歳以上65歳未満の者については、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には、介護保険制度でのサービスを優先して利用していただくことになっております。このため、介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態または要支援状態となった場合には、要介護認定等を受け、居宅介護、生活介護、短期入所等の障害福祉サービスの利用から、介護保険サービスへの利用と移行することになります。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させることは困難であります。

そのため、市では、精神疾患や知的障害、視聴覚障害等による障害の特性により、障害福祉サービスの利用が適当と認められる場合や、介護保険には相当するものがない障害福祉サービス固有のものとして認められるもの、また在宅の障害者で、障害福祉サービスにおいて、市が認める支給量が介

介護保険サービスのみで確保することができないと認められる者については、厚生労働省からの通達及び本県市障害福祉サービス等の支給決定基準に関する要領に基づき、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容について調査を行い、障害支援区分認定審査会に諮り、サービスの支給量を決定し、介護保険制度のみでは対応できない部分を障害福祉サービスで充足し、支給を行っております。

本市では、65歳以上で生活介護等の障害福祉サービスを利用している方は9人です。また、低所得者の障害福祉サービス利用料金が改正となりました平成22年4月以降で、障害福祉サービスを利用されている方が65歳を迎え、介護保険サービスに移行されたケースはございません。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

よその自治体の例を見聞きしてきたことと比べれば、市としては、非常に配慮しながらやってくれているというふうには感じています。そういう点では比較的安心はしましたけれども、少しお伺いしたいと思います。

今、最後に言われた住民税非課税世帯について、これも最初に申し上げたように、障害者福祉サービスを使っている場合では、無料でサービスを受けられた。でも、介護保険に移行すると有料になる。けれども、そういうケースは今のところはないということですが、今たまたまこうした例はないだけで、もしそういう例が生じた場合にはどうするのか。そのこともあわせて最優先にすべきは、その当事者の、障害者の方の利益を考えていくということだと思うんですね。65歳まではきちんと生活の状況に応じて無料でサービスを受けることができた。65歳になっても、そのことが継続されなければ、その本人にも、家庭、家族にも非常に大きな負担になってくるだろうというふうに思いますが、だから、今後、いつ、そういう対象者が出てくるかということにはわかりません。だから、市として、そういう場合にじゃあどうしていくのかということについて、今の段階できちんと対応、あるいは対策、方針を確立していくことが必要だと思うんですが、その点について、さらにお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

先ほど御答弁させていただきましたように、それぞれ障害者の方につきましては、状況等も異なるということでございますので、具体的な内容については、それぞれ調査をして認定審査会にかけてサービス料を決定しておるわけでございますが、再質問にございましたことにつきましては、今後また検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

繰り返しますが、介護保険に切りかえさせられた途端に負担が生じてくるということがないように、先ほども言われた、一律にやらずにそれぞれの置かれている状況を勘案しながら、障害福祉サービスのほうを適用するのかどうかということについて慎重にやっているということなので、今申し上げた住民税非課税世帯の問題についても同様な対応をしていってほしいと。そのことについて、明確化をしていってほしいというふうに思います。

これについて、あと少しお伺いしたいと思っておりますのは、ことしの2月に厚労省が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等についての運用等実態調査結果というのを出しました。非常に長ったらしいですが、要するに障害者福祉サービスと介護保険との関係をどういうふうにそれぞれの市町が対応しているかということ在全国調査した結果です。これを一々やっていると時間が足りませんので、1点だけお伺いをしていきたいと思えます。

これらの全ての自治体にアンケートをとったわけではないようでありますので、本巢市がこの中に入っているのかどうかはわかりませんが、1点お伺いしたいと思ったのは、この中で制度の運用について、65歳到達による介護保険以降についてという項目がありまして、その中で介護保険制度への移行の案内を行っているかという質問がありまして、それに対する回答「行っている」、いつ案内しているのかというのは置いておきまして、とりあえず「行っている」というのが86.9%です。

それはいいんですが、その後、介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が、要するに障害福祉サービスと介護保険サービスの両方を併用するということですね。それが可能な旨を障害福祉サービス利用者へ事前案内しているかという項目について、「事前に案内している」と回答したのは39%にすぎません。

市の場合は、先ほど答弁があったように、どういう状況であれ、一人一人の状況を確認しながら併用を進めたり、あるいは従来どおりのサービスを提供するというような形をとったりということで行われているので心配ないとは思いますが、一応全国のアンケートでは今のような結果で、4割以下しかきちんと対象者に知らせていないという実態が浮かび上がっています。老婆心ながら、この辺は本巢市の状況はどうか、お伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

市におきましては、障害者生活支援センター「えがお」がございまして、障害者の方の対応をしているわけでございますが、その相談員が65歳になる前に御説明をさせていただき、内容等につきましても、細かく御説明をさせていただいておる状況でございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構です。

この問題については、先ほど申し上げたように、いろんな問題がまだ起こり得るんで、そういったことも踏まえて、部長がかわろうが、担当者がかわろうが、同じ体制できちんとやっていけるような体制づくりをぜひ早急に進めていってほしいということを申し上げておきます。

では、3番目ですが、まちづくり条例の制定についてということでお伺いいたします。

地域住民が主体となって、地域まちづくりに向けてまちづくり条例を制定する自治体がふえてきています。本巢市もこのことを検討したらどうなのかということをお伺いしていきたいと思います。

本巢市のまちづくりというと、行政と住民が協働して取り組んでいく、両方がある意味では主体になっていくだろうと思います。けれども、それぞれの地域のまちづくり、地域をどうしていくかということについては、地域の住民が主体となっていく、これが望ましい姿だろうというふうに思っています。

友好都市である越前市では、住みよいまちづくり推進条例というのをつくりました。もう何年ものになりますけれども、その中では、越前市と市民等との協働によるまちづくりを適正な制限のもとで総合的かつ計画的に推進し、快適で誇りの持てる住みよい越前市を実現するためにということで作成をしています。そして、その条例の第7条で推進団体、第8条で地域まちづくり計画について規定しています。この規定に基づいて2つの地域で地域まちづくりの推進団体が認定され、計画を策定して、今その実現に向けて取り組みを進めているところであります。

その詳細な内容は省略しますが、それぞれの地域の人たちが自分たちの地域をどうしていくのか、どんな地域にしていくのかということを中心に考え取り組んでいく、このことが大切になっています。そのためにも、こうした条例をつくり、住民が主体となってみずからの地域づくりを進めていく、そういう体制をつくっていくことが大切になっているというふうに思っています。

別の例として、静岡市には地域まちづくり推進条例というのがあります。この条例は越前市とは若干違いますけれども、地域住民等が主体となった地域まちづくりの推進を図り、もって地域の特性に応じた身近な環境の形成に資する、このことを目的にしています。つまり越前市の条例は、市も含めて市全域のこと、その中でそれぞれの地域のまちづくりをどうしていくかということ、第7条、第8条で取り上げていますが、静岡市の場合は、条例全体がこうした地域のまちづくりをどう進めていくかという内容になっています。この条例に基づいて、静岡市の葵区羽鳥大門町というところでは、地域での勉強会や話し合いを通じて地区計画を策定し、市に提案し、さらに都市計画審議会でも都市計画決定されたという例を聞いています。

こういう例を見るまでもなく、やっぱりそれぞれの地域をこれからどうつくり上げていくかということは、地域住民が主体となってやっていくべきことです。市には市民協働指針というのがあります。

ますが、それをさらに推し進めていくためにも、こうした条例の制定を考えていってはどうかということを思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、まちづくり条例の制定をしてはどうかという御質問にお答えを申し上げたいと思います。

市におきましては、先ほど来お話がございましたように、平成25年3月に本巢市市民協働指針というのを策定いたしました。今、それに基づきまして、市民と行政が連携して、みんなでつくる市民協働のまちづくりに向けた施策を検討していこうということで、平成26年12月に、今現在、学識経験者、市民活動団体の代表者等で構成されます本巢市民協働まちづくり推進委員会というのを現在設置いたしまして、その委員会におきまして、協働によるまちづくりを推進していくための施策、それから市民意識の醸成のようなことを現在、協議・検討を進めていただいていたところでもございます。

そういったことから、まずはこの委員会で、この市民協働指針に基づいた施策、または市民意識を醸成していくための取り組み、こういったものかということ、今、協議・検討を進めていただいておりますので、そうしたものの結果を踏まえて、先ほど来、御提案のあるまちづくり条例の制定というのに取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、市民意識の醸成、そしてまた市民協働指針に基づいて、どういうことが協働のまちづくりのために必要だというような施策も、それぞれ関係者の方々に提案をしていただく。それに基づいて、その後、市としてそれを市民の皆様方に、みんなでやるにはどうすればいいかというようなことも提案をして、まちづくり条例の制定というのに結びつけていければなあというふうに思っております。現在、そういったことで、その委員会の検討の状況を見ながら、まちづくり条例というものの制定に取り組んでいきたいというふうに思っております。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

基本的に結構なんです、先ほど申し上げました静岡の例ですが、都市計画審議会が都市計画決定をされたというふうに申し上げましたけれども、その委員会でこのような発言があり、最終的に決定されたというふうに記されています。

短いので申し上げますと、「こうした住民によるまちづくりを他の地域にも広げていくことが必要」というふうに、そういう意見の中で都市計画決定をされた。この羽鳥大門町という1つの300世帯ぐらいの地域が、自分たちで地域計画をつくり、それを都市計画審議会が認めていくと。

それができたのも地域まちづくり条例があったから、その中の地域計画を住民が認められればそれをつくって、それを市に上げてというルールができたからなんですね。

ただ、それともう1つ、こういったことを進めていく上で大事なものは、リーダーの存在、あるいはそれを推進していくグループの存在がやっぱり欠かせないと思うんですね。そういったことを、あるいはそういう人材を発掘なり、人材の育成なりを、市長が言われた推進委員会などの取り組み、あるいは活用などで、そういった面にも目を向けて進めていかないと、仮に条例をつくっても実効性がないということになりかねませんので、ぜひその辺も進めていってほしいと思いますので、聞くまでもないかもしれませんが、改めて市長の決意をお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

鵜飼議員のおっしゃるとおりでございます。

そういうことを念頭にしながら、今回指針をつくったけど、仏をつくって魂入れずではやはりだめだということもあります。今回、それぞれの関係の方々に御参加いただいて、この協働指針をうまく具体化していくには何が必要だというようなことを検討したということで、それぞれ今現在、本巢市内の中でいろいろ活動していただいているのが、先ほど申しあげました地域におけるリーダー、それぞれ団体のリーダー的に活動されている方々が多く参加されておるわけですが、そういった方々にお知恵を拝借しながら、いかにして市民のレベルまで広げることができるかというようなことをいろいろ御協議いただいて、それも踏まえて進めていこうということでは、今回つくらせていただいておりますので、つくった後、ほったらかしではいけないということから、今回こういった委員会も設置をさせていただいて、しっかりとしたものにしていこうという取り組みでございます。まさしく鵜飼議員がお話しされたとおりの方向で、今検討させていただいておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは4点目に移ります。

早野の多目的広場についてであります。

この問題につきましては、現状がどうなのかなあという思いがありまして、あえて一般質問で取り上げなくても、それぞれ教育委員会へ行って話をすれば済むかなあというふうには当初思っておりましたけれども、やっぱりここだけの問題ではなくて、よそのところでも同じような発想があると困るなということで、やっぱりきちんと発言しておいたほうがいいだろうということで取り上げます。

この多目的広場の現状というのが、設置目的に本当に合っているかどうか。設置目的は何か

という、基本的には昨年、予算を提出されたときにどういう目的でつくりますということを教育委員会が示されていまして。それが設置目的であろうというふうに考えておりますが、その点からして、地域の方からも疑問の声が聞かれますし、私も現場を見てきてどうなのかと非常に疑問を感じましたので、お伺いしたいと思います。

第1に、教育委員会として、設置目的についてどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

それでは、設置目的についてお答えさせていただきます。

早野多目的広場につきましては、消防団の練習場や地域のゲートボール場として専用利用されていた施設であります。この4月より社会体育施設として新たに設置をいたしました。設置の目的といたしましては、市民の皆さんが気軽にスポーツやレクリエーションなど、幅広く多目的な活用を図られることを目的としております。

〔18番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

私の口から言うよりも、担当のほうから発言してもらいたいと思いますが、今言われた設置目的に合った現状になっているかどうか。まずその点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

ただいまの現状はどうかということについてお答えさせていただきます。

6月の初旬までは施錠されておりましたが、現在は一般に利用できるように、出入りができるように施錠は解除されております。以上です。

〔18番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

現場を知らない方も見えると思うので申し上げますが、先ほど説明がありましたように、消防団の練習や、あるいは地域の方のゲートボール場として活用されてきたものを、地域住民が気軽に利用できるよということとフェンスを設置し、トイレも設置したということとで、この一般質問を出す前に私が現場を見てまいりましたら、消防車等が出入りする入り口がありますね。そこは立派

な開閉式の門扉がつくられて、それはもちろん施錠されていますね。その隣に小さな出入り口があります。そこも施錠をされています。今回答がありましたように、その後、施錠を外したと、出入りできるようになったと。それも確認してきました。

要するに、自由に出入りできてこそ気軽に利用できるというふうに当然言えますね。だから、出入りができないような施設をつくるということがまず問題だし、あそこの広場を、一体どういう形で本当に利用してもらおうと思っているか。地域の人たちがどういう形で利用したいと思っているかということの話し合いというのがどこまでなされたのか、あるいはどこまでそうした意見を聞いてこの施設の整備に取り組んだのかということが疑問なわけであります。だから、その辺の不十分さがあつたために、地域の方からさまざまな意見が出たんだろうというふうに思っています。

さらに担当の人と話をしておりますと、もちろん自治会長とかいろんな何人かに意見を聴取しながらやったというふうには言っておりましたから、全くやらなかったというふうには言いませんけれども、現状を見る限りはやっぱり不十分だったというふうに言わざるを得ないと思います。

と同時に、もう1つ、②にもかかわってまいりますので、②に入るというふうに理解してもらって結構ですけども、ゲートボールとか、消防の練習とか、そういう専用目的以外で使う、まさに市民が自由に気軽に使えるようなものを、それが今、6月の初旬までは保障されていなかった。それが今はとりあえず小さな扉を使って中へ入ることができるということですが、でも、考えてみたら、この多目的広場というのは、公園に準ずるものであります。したがって、本来の入り口が門扉できちんと仕切られている必要は必ずしもないだろうし、そこにお金をかけるよりも、むしろ施設の中に休憩する場所とか、ベンチとか、そういったものにお金をかけたほうがよかったんじゃないか。そのほうが本当に気軽に使える、そういった施設と言えるんじゃないかというふうに考えますが、その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

専用利用以外の開放についてお答えさせていただきます。

本巢市体育施設条例に基づき、施設の管理を行っており、本年度は消防団の練習施設として専用利用する期間は施錠をさせていただいておりましたが、市民の皆さんがスポーツやレクリエーションなど気軽に利用していただける広場とするため、消防団の専用期間についても、利用者の安全を確保した上で、練習時間以外は市民の皆さんが気軽に利用していただけるよう開放を行ってまいりたいと思います。

なお、議員御指摘の施設等につきましては、今後十分検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

[18番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

最後に一言だけ申し上げておきますけれども、今たまたま私が話を聞いて、見に行つて、おかしいんじゃないかなということまで質問をしたら、その間に手直しをされた部分というのがあります。それはそれで一歩でも二歩でも進めばそれで結構なんですけど、よそのいろんな施設がありますけど、そういったものは本当に本来の目的に合った形でつくられるか。それをつくっていく上で、その関係する人たちの声をしっかりと聞いて、みんなが納得する形で物事を進めていくということが必要だと思うんですね。そういったことを全ての部署で念頭に置きながら取り組んでほしいということをお願いしたいために今回この問題を取り上げましたので、また改善をさらに進めてほしいということだけ最後に申し上げて終わります。以上です。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、1番 堀部好秀君の発言を許します。

ただいま議席番号16番 上谷政明君が退場されましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

○1番（堀部好秀君）

昨日の一般質問の中で、市長さんの答弁で、市長さんが何度も若手職員の育成に力を入れているというふうにおっしゃって見えまして。最近の本巢市はそのせいか、新しい事業に意欲的に取り組まれているんじゃないかなというふうに感じております。実は企画部長にも、最近変わったね、誰かアルバイトでも入れているんですかというふうに聞いてしまったほど、ちょっとやることがあか抜けしてきているような気がしております。

今年度の新規採用職員の交付辞令式では、市長さんが「知恵を出し、工夫を重ねよ」と訓示されたということが新聞に載っておりました。ふだんからこういうことを職員の方に言ってみえるんだと思っております。そういうやる気のある職員が知恵を絞って、アイデアを市の幹部、上層部が取り上げ、実践していくことで、また職員の方がやる気を出して知恵を絞るといいサイクルができていないかというふうに思っております。今後も職員一丸となって、よりよい行政サービスが行われることを期待しておりますので、よろしくお祈いします。

ちょっと褒め過ぎかもしれませんが、気分よく私の話を聞いてもらえるようになったと思いますので、通告に従って一般質問をさせていただきます。よろしくお祈いします。

まず1つ目に、市内のデイサービスについてお尋ねします。

3月の議会では、真正地区の市のデイサービス利用者が減ったので、定員を20名から15名に減員されるということでありました。利用者が減った要因としましては、民間のデイサービス提供施設がふえ、今までの利用者がそちらに行かれたためだという御説明でした。

市で提供しているデイサービスの内容は、民間と比べても遜色のないもんだということはわかっておりますけど、やはり民間の経営には負けるところがあり、よりよいサービスを求められる方はそちらに移るということで、利用者のニーズに合わせて小回りのきく民間には、なかなかそういう

面では、市の行政サービスでは勝てないのは仕方がないことだろうというふうに理解はしております。しかしながら、真正地区の施設も、当初は20人という定員ということで施設も整備されていたと思っております。15人に減員されて職員のほうも減員されましたけど、施設はそのまま20人が可能な状況であります。

今後、民間サービスの利用者がふえ、市のデイサービス利用者がますます減少していくんじゃないかと思っておりますけど、まずは現在の市のほかの地区での利用状況はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは御質問の、他地域の利用状況はにつきましてお答えさせていただきます。

真正デイサービスセンターにつきましては、御指摘のとおり、利用者が年々減少していることなどから、介護職員の配置を見直すため、本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正し、利用定員を20人から15人に改めました。また、デイサービス事業所につきましては、昨年より3事業所ふえ、現在もとす広域連合管内で26事業所、隣接市町においては180の事業所がデイサービスを提供しています。そのような中、真正、糸貫デイサービスセンターの利用者につきましては、減少していくと予測されます。

御質問の平成26年度の各デイサービスセンターの利用状況につきまして、真正デイサービスセンターは、年間利用者数194人、年間延べ利用者数は2,090人、糸貫デイサービスセンターは、利用者数276人、延べ利用者数は2,824人、根尾デイサービスセンターは、利用者数438人、延べ利用者数は3,498人となっております。

前年度の利用者数と比較しますと、真正デイサービスセンターにおきましては、年間延べ1,118人の減少、糸貫デイサービスセンターにおきましては、294人の増加、根尾デイサービスセンターにおきましては、37人の増加となっておりますが、平成23年度と比較しますと、全体で延べ利用者数は2,325人の減少となっております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

やはり南部のほうは比較的用户者が減少傾向にあるということですけど、先ほども言いましたが、施設や設備は今までの利用者がそのままできるだけの環境が整っていると思いますし、しかしながら、施設・設備、それぞれ老朽化していくことと思います。今後も補修、入れかえなどの維持をしていかなければなりません。市といたしまして、市のデイサービス施設につきまして、今後の利用

計画をどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは御質問の、今後の施設利用、設備利用、運営管理等の計画につきましてお答えいたします。

デイサービスセンターの施設につきましては、現在、本巢市社会福祉協議会との間で、平成28年3月31日までを指定期間として締結されている真正デイサービスセンター等の管理に関する基本協定、糸貫ぬくもりの里等の管理に関する基本協定及び根尾生活支援ハウス等の管理に関する基本協定に基づき、指定管理業務を委託しており、運営につきましては、社会福祉協議会が業務を実施してサービスを提供しております。

デイサービスセンターの利用者が減少している理由につきましては、主に利用者の死亡、入院などやむを得ない理由によるもののほか、民間のデイサービスセンターなどの事業所がふえてきたことが考えられます。

今後も、公共のデイサービスより民間を選択する傾向にあることなどから、利用者が減少すると予測されます。そのような中で、今後の施設利用、設備利用、運営管理等の計画については、現状の施設や体制において、どのようなサービスを提供できるか。また、生活介護サービス等、どのようなサービスが必要なのかについて、社会福祉協議会の職員体制も考慮に入れながら、調査・研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ただいまの説明では、社会福祉協議会と協議をしながら使用していくということでしたが、民間の施設の利用を望んでいるところは、そちらのほうを積極的に利用していく。また、民間が参入していない地域では、希望者が多くて行政がサービスを行わなければいけないところは、行政のほうで積極的にサービスをしてもらえると思っています。また、今後もデイサービスに限らず、いろいろな事業でフレキシブルな対応をお願いしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

ということで、次の質問に移らせていただきます。

本巢市内には国立の岐阜工業高等専門学校があり、県立の本巢松陽高校、それから私立の第一高校と2つの高校があります。隣の北方町にも県立の岐阜農林高等学校があり、この地域には4つの高校があると言えると思います。来春からは第一高校も共学になりますし、高校進学率が98%を超える今、地元で高校が、それも選択肢があるというのは、大変恵まれた環境だと思っています。本巢市に住めば高校が比較的近くにあり、通学に便利となれば、他の地域よりも教育環境が整って

いると言えると思っております。

事実、本巣松陽高校なんかでは、特に雨の日なんかは父兄の送迎の車がずらりと並ぶそうですし、最近では岐阜市内の私立学校のスクールバスが本巣市内にも運行されておりまして、結構な数の生徒さんがそれを利用してみえるのを目撃しております。

ちょっとほかの地域の話なんですけど、ある私立の高校が、学校での通常授業の後、夜遅くまで学校で勉強をするそうです。塾に通う必要がないことを学校の特色としてみえて、もちろん帰りが遅くなるんですけど、スクールバスによって近隣まで生徒さんを安全に送り届けるということで人気が高まり、周りの県立高校、公立高校が大変苦勞してみえるという話を聞いております。

送迎となりますと毎日のことでありまして、学校が始まる、また終わる時間に合わせなければなりませんので、例えば子どもさんがちょっと手を離れて、お母さんがパートに出ようと思っても、なかなか時間に縛られて、条件が限定されてくるんじゃないかなあということも思っております。

名鉄の揖斐線がなくなってから、岐阜市内からの本巣松陽高校への進学希望者が減ってきているというふうにもお聞きしておりますし、通学の負担というのは、やはりかなり大きいものだと思っております。だから、市といたしましても、北部の学生に対しましては、助成金を出しているんだろうと思っておりますし、やはり近くに高校が複数あるというのは、地域的に大変恵まれているというふうに思います。本巣市としまして、地域にこれだけ高校があるということをメリットと捉え、市への意見を聞くとか、行事に参加してもらおうとか、何かアクションを行っているかお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、本巣市としての高校に対する取り組みにつきましてお答えをさせていただきます。

議員が申されましたように、本市の近隣には、高等学校や高等専門学校が多く存立をいたしまして、教育環境に大変恵まれたところでございます。

本市といたしましても、これまでに各学校とのかかわりを持ち、まちづくりに協力をいただいておりますと同時に、各学校におきましても、学校の活動に効果のある取り組みがこれまでも行われていたものと思っております。

一例を申し上げますと、岐阜工業高等専門学校とは、平成18年1月に相互の発展を目指し、産業・教育文化及び学術研究の分野で連携協力をするための地域連携協定を締結しておりまして、平成23年度には、本市の若手職員で構成します政策研究グループと連携をいたしまして、旧長嶺小学校を活用するアイデアの検討でありますとか、また平成25年度には、市と岐阜工業高等専門学校、地元の自治会による大塚古墳公園の改修に係るワークショップを開催し、改修計画を策定、翌年の26年度には公園改修を実施したところでもございます。

また、岐阜農林高等学校とは、実習の一環といたしまして、市を代表する農産物でありますマク

ワウリをアイスクリームに加工して商品化するとともに、マクワウリ普及に向けたマクワウリ列車を企画したり、また船来山古墳群の測量や植生調査を行っていただくことに加えまして、市民とともにワークショップを開催し、船来山古墳群の魅力について、連携した取り組みを展開しているところでございます。

その他の取り組みといたしましては、高校などからの申し入れによりますインターンシップの実施を初め、市の教育委員会と市内の高等学校3校が協力し、人権啓発リーフレットを作成したり、市のイベントでありますほほえみジュニア文化祭に出演をいただいておりますほか、岐阜第一高校におかれましては、毎年、糸貫川の清掃活動にも取り組んでいただいておりますところでございます。近隣の高等学校とは、こうした活動に加えまして、今後におきましても、先ほど議員が申されましたように、いろんなことでのかかわりをもって、今まで以上に連携を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

市の活性化のために各学校を活用しているということで、岐阜工業高等専門学校とは地域連携協定を締結しており、また農林高校からはアイスクリームのほう、これは市民発案事業のほうに申し込んでもらったというふうに聞いております。また、第一高校なんかの清掃活動、ほかにも高校のMSリーダーズが本巣市内のショッピングセンターで活躍しているところも見させてもらっているわけですけど、こういうことは大変重要なことだと思いますし、今後も積極的に活用していったほうがいいと思っております。それを踏まえて、今回の提案というのは、高校の力をかりるんじゃなく、高校そのものが本巣市の魅力の要素の1つになってもらおうということを提案したいと思っております。

まずこれだけ固まって高校がある環境ということは、簡単に言えば、ここは学園都市、また文教地区と言えらると思っておりますし、学校が近くにあるということで、建物や営業業種にも自動的に制限がかかると思っております。こういう教育環境が整っている本巣市に移り住んでこれらはどうですかというふうにPRしてもいいんじゃないかなあというふうに思います。また、それとともに、教育環境だけでなく、各学校が魅力を持って人を引きつける要因を持ってくれば、ますます本巣市に移住しようかなあと考える人がふえてくるんじゃないかなあというふうに期待しております。

先ほども通学環境の話をしましたけれども、岐阜高専と岐阜農林高校にはそれぞれ寮があります。以前は本巣松陽高校の近くにも下宿、いわゆる賄いつきの学生下宿が数件ありまして、そちらのほうを利用して見える学生さんも見えましたが、そういう下宿は今はないと思っております。岐阜高専と第一高校というのは、全国どこからでも入学できるわけですし、本巣松陽高校も普通科ではなく単位制の高校ですから、県立高校ということで岐阜県下どこからでも入学することができます。

もちろん岐阜農林高校も岐阜県下どこからでも入学することができると思っておりますが、実際問題として、寮を持っていない本巣松陽高校に遠方から入学してくるというのは、現実的ではないと、なかなか遠くからの学生さんに来てもらうことができないというふうに学校長はおっしゃっておみえでした。

また、寮がある岐阜高専にしろ、農林高校にしろ、そういう学生相手の下宿があったころには、寮に入らずにそういう下宿を利用している生徒さんも見えましたし、なかなか下宿を運営してみえた人に聞きますと、下宿を運営するのは難しいというふうにお聞きしておりますので、今後この地域でそういった類いの下宿が開業されるのは、難しいんじゃないかなあというふうに思っております。

ですが、今、少子化となってきましたので、子どもの教育のために移住してくる親御さんがいるということをお聞きしております。例えばお父さんが仕事を変われないので、お父さん以外の家族の方が移住をしてくるというふうな例が幾つかあるそうです。こういう話は、いろんな人としていると、そんなに新しい話ではなく、昔からあったというふうにお聞きしました。また、学生があるところには、もう中学校の時分からその中学校に通って行きたい高校を目指すと、そのために移住してくるという例があるというふう聞いております。高校自体に魅力があつて、あの高校に入りたい、入りたいという家庭があれば、少子化が進んでくるとますますそういった事例がふえてくるんじゃないかというふうに期待しております。

そういった希望者に対しまして、例えば空き家を提供するとか、市営住宅を提供するとかということも考えられるんじゃないかと思っております。行政が高校と連携して地域おこし、まちおこしをしているところも幾つかあります。

鳥根県の隠岐諸島にあります隠岐島前高校というところには、隠岐諸島ですから島なんですけど、そこへの島留学という形で生徒さんを集めてみえます。その島留学をしてみえる方には、町のほうから助成金を支払ってみえますし、たまたま今週の月曜日にヤフトピックスに載っておりましたけど、鹿児島県の伊佐市の大口高校には、有名大学、難関大学に進学された生徒さんに、市のほうから奨励金を払っておみえになるということが載っておりました。

この奨励金を払うということに対しましては、いろいろ世間でも賛否両論あるとは思いますが、また高校というところは大学へ行くだけが目標のところではありませんということはおわかっておりますが、少子化がますます進み、子どもの教育に熱心になっていくと、こういった事例が一番わかりやすく成果を上げやすいのかもしれないと思っております。現実問題として2例とも成果を上げてみえますし、両方とも県立高校なんです。県立高校だからといって町や市が何もできないということはないんじゃないかなあというふうに思っております。こういう奨学金なんかは特殊な例だというふうに考えても、各学校の魅力を広く内外に発信するということが重要なことだと思っております。

岐阜県内に1つしかない高専がこの地域にあるということは、大変ありがたいことだと思っておりますし、岐阜高専は以前、モレラ岐阜の空き店舗を利用して研究発表や学校紹介をしてみえまし

た。第一高校が、糸貫町時代ですけど、甲子園へ出たときには、町を挙げて後援会をつくり、甲子園まで応援に行ったというふうに聞いております。本巢高校がソフトやバレーで強かったときには、あの高校があるところですかと言われ、各学校が活躍すれば、その地域の知名度も確実に上がるというふうに思っております。

また、隣の北方町にある岐阜農林高校には、岐阜県で唯一の馬術部があり、それを目的に入学してくる生徒さんもいるそうですし、またきのうもNHKのニュースでやっておりましたが、県内の農業高校で一番にマンゴーをつくってみえたというふうなことが報道をされておりました。各地域の農産物を、また特産品を加工できないかということも積極的に研究が行われておりますし、またそういった農産物を、例えば織部の道の駅なんかには農林高校のブースとして販売してもおもしろいんじゃないかなというふうに思っております。

また、大垣市では、市内の高校から参加者を募って英語の弁論大会が、これはボランティア団体が主催なんですけど、行われております。その優秀者には海外留学の助成が行われております。高校が複数あるとそういうことが考えられるんじゃないかなあというふうに思っておりますので、本巢市もこれだけ近くに複数あるということで、それぞれの高校をまとめて、みんなの高校を対象にしたイベントを開催してもおもしろいんじゃないかなと思いますし、それがこの地域の魅力を上げるものにつながることとっております。

こういうことをいろいろ考えることができますのも、この地域に高校があればこそとっておりますし、こういった情報を積極的に発信していくために、本巢市が支援できることがあれば、協力して積極的に行ってほしいとっておりますし、この教育に適した環境をもっとよりよいものに整備していくことができるのは、本巢市しかないような気がしております。

各それぞれの学校が人を引きつける魅力を持つこと、また広く内外にPRすること、また本巢市が環境整備を整えること。これはちょっと時間がかかる話だと思っておりますけど、ぜひともこの地域の高校を地域資源と捉えていただいて、高校を活用するばかりじゃなく、魅力的要素を持つように支援することも考え、市の活性化につなげていってほしいと思っておりますが、そういったことを考えておみえでないかお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、高校と本巢市が連携することにより、地域活性化につながるということが考えられないかという御質問でございますが、高等学校と市との連携につきましては、1点目の御質問でお答えをさせていただきましたように、従前からさまざまな取り組みを行っているところでございます。

また、これらに加えまして、岐阜工業高等専門学校の先生方には、市が設置をいたします各種委員会の委員として市の計画策定などにも参画をしていただき、貴重な御意見をいただいていることもございます。

特に今年度におきましては、地方創生総合戦略におきまして、若い世代の流出を防ぎながら、いかに流入人口をふやし、子育てのしやすい環境をつくるかが市として取り組む課題と考え、若い世代が住みたいと思う本巣市づくりを推進するために、高校生の意見を総合戦略に反映できるよう、高等学校などに御協力をいただき、高校生へのアンケートを実施したところでもございます。

今後につきましても、数多くの高等学校が存立をするという恵まれた環境を最大限に活用をいたしますとともに、市外から多くの学生が本巣市内で学んでいるという実態を踏まえまして、引き続き高等学校などと連携を図り、本市と高等学校の双方にとってメリットがあり、議員が申されました移住・定住を含めました地域の活性化につながる取り組みを今後も推進をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

恵まれた環境を最大限に活用してもらえるとということで期待しておりますけど、今までの連携方法だけでなく、一度視点を変えて地域資源として高校を活用する方法を検討願うことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

先ほどの議席番号16番 上谷政明君が入場されましたので御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

ここで暫時休憩といたします。再開をあの時計で10時40分といたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続きまして、2番 江崎達己君の発言を許します。

○2番（江崎達己君）

発言通告によりまして、3項目について一括方式にて質問をさせていただきます。

第1項目め、改正道路交通法の施行が1月に閣議決定され、悪質な自転車運転者に安全講習を義務づける制度がこの6月1日から始まりました。自転車による事故を防ぐのが狙いで、3年以内に2回以上、危険な行為をした場合、摘発された違反者は安全講習を受けなければならない。受講しなければ5万円以下の罰金が科せられます。これは14歳以上の方が対象で、14項目が危険行為と指定されました。

1つとして、信号無視、2つ目、通行禁止違反、歩行者用道路での徐行違反、通行区分違反、路側帯への歩行者妨害、遮断機がおりた踏切に立ち入るといこと、交差点での優先道路通行車の妨害、8番、交差点での右折車優先妨害、9番、環状交差点での安全進行義務違反など、10番目、一時停止違反、11番、歩道での歩行者妨害、12番、ブレーキのない自転車の運転、13番目、酒酔い運転、最後の14番目ですが、携帯電話を使用しながら運転し、事故を起こしたケースなど、安全運転義務違反が指定されました。特に酒酔い運転は5年以下の懲役または100万円以下の罰金ということとであります。

警察庁によりますと、平成18年度には585件、昨年の平成26年には8,070件と検挙数が大きくふえてまいりました。そこで本市での中学生や高校生に対する指導はどうかと。2つ目、一般成人等に対する指導はどうかということについてお尋ねいたします。

2項目め、G I 制度（仮称）ですが、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律、地理的表示ということについてです。

地域には、長年にわたり特別の生産方法や気候、風土、土壌などの生産性の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在している。こういうことから、これらの産品の名称を知的財産として保護する制度が地理的表示保護制度であります。

国、農林水産省は、地理的表示保護制度の導入を通じて、それらの生産業者の利益の保護を図るとともに、同時に農林水産業や関連産業の発展、消費者の利益を図ることが取り組みの務めだと思っております。この法律は平成26年6月18日に成立し、6月25日に公布されました。本年、平成27年4月24日に地理的表示法の施行日を定める政令が閣議決定され、平成27年6月1日より施行することになり、運用が開始され登録申請が始まりました。

そこで、例えば本巣市には、北部の根尾地域では弘法芋、南部の真正地域ではマクワウリなどが今日まで脈々と受け継がれてきました。こうした産品が該当するのではないかと思います。

そこで、本市におけるG I 制度に対する認識並びに方針について。2点目、本市における対象となる産品について、所管部長さんにお尋ねいたします。

最後の3項目めです。プレミアム商品券についてです。

昨日、大西議員からプレミアム商品券についての質問がありましたが、私も発言通告してありましたので、通告に沿って質問させていただきます。

国策である地方創生の取り組みの一環として、全国で1,739の自治体、プレミアム商品券の発行・発売がなされるというテレビ・新聞など、マスコミからのいろんな報道がありました。このプレミアム商品券について、地域経済の活性化、消費拡大などが見込まれると思います。そこで他の都市の例として、例えば鳥取では、宿泊つき券ということで、発売開始日にたった4分で完売されたという報道がありました。名古屋市、岐阜市では、利用者は市外の方でも申し込みができるようです。また、県内の白川では、なかなかプレミアム商品券の申し込みが少ないというようなことも聞き及んでおります。

本市では、申込期間が5月20日から6月5日と短期間で、利用期間は7月1日から11月30日まで

となっております。市民が利用するには申込期間が短いこと、利用期間の設定が7月1日から11月30日となっていることから、やはり8月1日から12月31日までぐらいの期間の設定のほうが利用しやすいのではないかと思います。これも商品券には半年というような制約がいろいろありますけれども、しかし、申込期間が6月1日から再度延長されました。そこで、商品券申し込みの状況はどうか。商品券の申し込みの結果を踏まえ、今後の方針はということについて、2点お尋ねいたします。

以上、3項目についてお願いします。

○議長（黒田芳弘君）

1項目め、改正道路交通法の施行令についての質問の間1番、本巢市での中学生や高校生に対する指導はの答弁を教育長に求めます。

教育長 白木裕治君。

○教育長（白木裕治君）

それでは、ただいま御質問のございました改正道路交通法、本市での小学生・中学生に対する指導ということでお答えをさせていただこうと思います。

議員のほうからお話ございましたように、この6月1日から改正道路交通法施行が行われまして、特に自転車による危険運転、これを繰り返しますと14歳以上、すなわち14歳でございますから、中学校2年生以上ではございますけれども、自転車運転講習の受講、そしてお話ございましたように罰則・罰金、こういう制度が設けられたわけでございます。

このことにつきましては、現在、岐阜県警のリーフレットを取り寄せまして、市内全部の中学校の全生徒、これは1年生から含めて3年生まででございますけれども、生徒への周知を図っているところでございます。そのリーフレットでございますけれども、先ほど議員のほうからお話ございましたように、3年間に2回、そして講習5,700円、さらに5万円以下の罰金、こういうことがきちんと明記されておりますし、それからお話ございました14項目ですね。これが具体的に示されてございます。こういうものを用いまして、全中学生につきましては、現在、指導を進めているところでございます。

中学生につきましては、こういうことで進めているわけでございますけれども、自転車につきましては、中学生だけではなく、小学生につきましても、自宅へ戻りまして日常的に利用するものでございますので、交通安全ルール、自転車の乗り方ですね。こういうものにつきまして、安全な乗り方を、これまでも中学校だけではなくて、小学校から計画的に指導を行ってきているところでございます。

まず小学校での指導でございますけれども、交通安全協会、そして警察署の御協力を得ながらでございますけれども、4月、5月のうちに全ての学校で交通安全教室を実施してきているところでございまして、一時停止の標識に従ってとまり、そして安全確認をする。また、信号のある交差点での通行の仕方、さらには横断歩道の渡り方、歩道の走り方、さらに左側通行、こういうルールにつきまして、子どもたちに基本的なものを指導しているところでございます。

また、中学校におきましては、よくこれはなりがちになるんですが、子どもたちが自転車に乗りながら話しながらということがございますので、大変危険な行為でもございます。ですから、並進歩行等、こういう危険な自転車の行為について、先ほどのリーフレットも利用しながら、さらにはこのルールといいますのは、2年ほど前に改正されて出てきておりますので、昨年も実施しておりますけれども、県のほうから出されておりますチェックシート、こういうものがございますので、特に中学生につきましては、意識喚起という面も含めまして定期的に自分の運転の仕方、こういうものを見詰めさせて、改善するよう指導してきているところでございます。

さらに、中学生の自転車通学のある学校におきましては、登下校指導の際に、学校、職員、さらには地域の方々にも御協力をしていただきながら、自転車通学生の乗り方指導についても行ってきているところでございます。

いずれにしましても、今後も市内の児童、そして生徒に対しまして、被害者にならないということだけではなくて、加害者になりますと本当に大きな損害賠償というような問題も生ずるわけでございますので、そういう点も含めまして、交通安全教室を全ての学校で実施すること。そして夏休み前の懇談会等で保護者の方にも協力をお願いして、子供たちに啓発を図っていきたくと。さらにそういうことを通しまして、改正道路交通法の周知並びに安全な自転車の乗り方の徹底を図ってまいりたいと、そういうふうに進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（黒田芳弘君）

1項目めの2、一般成人等に対する指導への答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、一般成人等に対する指導についてお答えさせていただきます。

本市の交通安全対策につきましては、主に自動車などの運転者の交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るために、交通法令講習会を毎年市内4カ所で開催しておりますほか、高齢者の安全・交通事故被害防止対策といたしまして、交通安全大会の開催や高齢者大学、老人クラブ等においても自転車運転教室を実施しているところでございます。なお、今、高校生につきましては、岐阜県教育委員会において指導がなされているところでございます。

今回の道路交通法の改正内容につきましては、これまでの交通安全大会や交通安全教室等の機会を捉えまして、市民の皆様にお知らせするほか、制度の周知と交通事故防止に向けまして、警察や交通安全協会、学校、幼稚園、老人クラブ、自転車販売店や企業といった地域等との関係機関との連携を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

2項目めの2点と3項目めの2点の質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

2項目め、G I 制度（特定農林水産物の名称の保護）に関する法律についてという項目につきまして、御答弁をさせていただきます。

1つ目、御質問の本市におけるG I 制度に対する認識並びに方針につきましてにお答えを申し上げます。

G I 制度は地理的表示保護制度で、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物の食品のうち、品質の特性が産地と結びついており、その結びつきを特定できるような地理的表示名称が付されたものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録できる制度でございます。この制度を活用することによりまして、地域ブランド産品として差別化が図られますし、付加価値をつけることができ、価格に反映することが考えられます。

地域の知名度の向上や食文化の向上につながることから有意義な制度でございますので、生産・加工業者の団体に申請に基づく登録制度がありますので、団体に対する周知を検討させていただきたいと思っております。

2つ目でございます。

御質問の本市における対象となる産品につきましてについてお答えを申し上げます。

先ほど議員がおっしゃって見えましたが、マクワウリと弘法芋だと思っておりますが、このうちマクワウリにつきましては、真正地域の本郷地区で生産しておりますので、これは対象になるのかなというふうに考えております。マクワウリは、真正村名産のウリとして名前が定着されており、岐阜県の飛騨・美濃伝統野菜としても認証されております。

関係機関に問い合わせをしたところ、全体的には、このG I の趣旨に合致しているとのことでございます。最終的には、申請に基づく登録が必要になりますので、申請につきましては、生産者団体が行うこととなりますので、今後申請に向けて情報を提供してまいりたいと思っております。

続きまして、3項目めのプレミアム商品券の販売について御答弁をさせていただきます。

1項目め、プレミアム商品券申込結果、状況はどうかにつきましてお答えを申し上げます。

プレミアム商品券につきましては、5月20日から6月5日にかけて申し込みを受け付けてまいりました。周知につきましては、各地域の自治会町会における説明、広報紙、チラシの全戸配布、それから市や商工会のホームページへの掲載というような形でやっております。その結果としましては、発売総額2億円に対して1億5,500万円の申し込みをいただいたところでございます。

続きまして、商品券申込結果を踏まえた今後の予定はということにつきましてお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、今回のプレミアム商品券販売の結果としまして、発売総額2億円に対して4,500万円ほど残りが出ているところでございまして、現在、二次募集として6月10日から6月30日まで申し込みを受け付けております。周知につきましては、行政無線、市や商工会のホームページにより行っておりまして、6月17日現在で新たに2,600万円の追加をいただいたところでございまして、全体では1,900万円ほど残っているところでございます。以上でございます。

○議長（黒田芳弘君）

江崎達己君。

○2番（江崎達己君）

一通りの御回答、ありがとうございました。

再質問はございませんが、若干要望なり、意見なりを言わせていただきます。

1項目めの改正道路交通法の関係でございますが、先ほど教育長さんのほうから、県からこんなチラシをもらってきましたというふうで、裏面にはどういう行為が違反だよというふうな図面でも知らせたようなチラシでした。大変一般にはわかりやすい、言葉で言うんじゃなしにわかりやすいあれだと思いますので、そういったものを一度は広報もとすなんかに掲載して、市民全体に知らしめるのがいいんじゃないかと思います。

また、私どもの地域では、夏休みを前に触れ合い会議というのを行っております。これは小学校から老人まで全対象で行っております。そういった場の中においても、警察の関係者の方だとかをお招きして、そういった御説明なんかを伺うことも一つじゃないかと思います。

実は、この1日に改正されてから、地元の中学生の方だと思っておりますが、ちょうどその日が雨降りでした。4人ほどが横いっぱいになって、4人のうち1人だけは傘を差して帰って見えませんでした。ほかの3人はびしょびしょにぬれながらも自転車でそのまま運転をしていたということで、まだまだ市民には浸透がしていないな。それは当然です、まだ6月1日のあれですから。そういったことも若干思いました。広報紙に一回、ぱっと載せてもらうのも一つじゃないかと思います。

それから2項目めでございます。

ちょっとこの2項目めは、少し力を入れたいと思っておりますので、若干聞きづらいかもしれませんが御勘弁願いたいと思っております。

実はこの根尾の弘法芋、それから真正地域のマクワウリは、先ほどの部長の答弁にもございましたが、飛騨・美濃の伝統野菜ということで認証されております。マクワウリだけじゃなしに弘法芋も指定されております。当初は16品目が指定されております。現在は27だったかな。これは梶原知事の時代に行われて、弘法芋に対しては、梶原知事の肝いりで指定されたというようなことも聞いてはおります。

それから、きょうちょっと持ってきました。マクワウリからワインをつくったということ。これは今からかれこれ約20年ほどになるかと思っております。真正町時代にあれです。このマクワウリのワイン、特産の御説明もあります。万葉集の中にマクワウリが出てくるそうです。そして皆さんも御存じかもしれません。豊臣秀吉が京都の醍醐の大茶会でマクワウリの姿をして「ウリは要らんかねえ」と言ってやったというふうなことも小説の中にも出てきます。古い歴史があつて、現在、保存会があつて脈々と受け継がれておる。また、小学生もそういった栽培のあれにも参加しているようです。

そういった中で、これは真正町時代に特産品に対する付加価値をつけようじゃないかというよう

なことで、たしか補助金なんかもいただいてつくったと思います。これをつくったのは、山梨県のワインの産地である勝沼へ注文してつくったんですけれども、初めてつくったということで、人気があったのかないか、私は酒を飲みませんのでよくわかりませんが、多分補助金を活用してつくっただけで終わったんじゃないかと思われませんが、その当時は、真正町にはアンテナショップ的なことはなかったんですが、現在本巣市には道の駅だとか、いろんなところにアンテナショップ的なお店もありますので、やはり付加価値をつけるという意味でのあれもよく検討していただけるといいんじゃないかというような思いが1つあります。

それからプレミアム商品券についてですけれども、けさ役所へ登庁するときに、途中でそれぞれ取次店に幕ですか、あれが立っておりました。きのうは立っていなかったけど、きょうから立っているなと思って気がつきがてら役所に来ましたが、もし本来であれば、受け付けが始まったときに横断幕をつけるべきじゃないかなあと思います。そしてこういう申込書のあれがありますが、取扱店の入り口なんかちょっと張ってもらっておると、毎日いろんなところのお店が、ここがこういうのをやっているんだなということが周知できるの、一般市民が。だから、そういうのも実行委員会なんかで検討していただいて、またやられれば、もっと申し込みがスムーズにいったんじゃないかなという思いがしております。

戦略に勝って戦術に負けるというのもあります。とは言うものの、2次募集され、今ではほぼ80%以上の申し込みだということで、それはそれなりに結構だと思いますが、今後こういった地域券だとかいろんな、これはたまたまプレミアム券ですけれども、いろんなものの周知においては、いろいろ戦略じゃなしに戦術があるかと思しますので、そんなことを思いましたので、よろしくお願ひします。

もう1つ、つけておきます。

今、世界遺産とかいろんなことを言っていますけれども、食の遺産というのもありますし、味の箱舟と。これ、イタリアでの事務局になっておりますけれども、ある方とこの話をしていましたら、江崎さん、まず第一歩は、それは県の伝統野菜に認定されているんなら、一步踏み込んで味の箱舟に申請したらどうですかと。そしてその次は、最終目的を食の遺産のほうに持っていったらどうですかというようなことを話した覚えがあります。いや、一回僕、次回の議会では質問をして、一回あれしてみますわというようなことで、今回質問したということもありますので、一度検討をお願いしたいと思います。

それと生産者団体に情報提供しますという御回答でしたが、できれば情報提供じゃなしに行政指導をお願いしたいと思います。生産者ではそういう制度があるとわかっておっても、実質的には難しいと思います。どういう申請をしたらいいのかというアドバイス、指導をぜひお願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（黒田芳弘君）

続きまして、3番 鏝本規之君の発言を許します。

○3番（鐔本規之君）

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

長いこと質問が続いておりますので、皆さんお疲れかと思っておりますので、目の覚めるようなきつい口調でさせていただきたいかなあと考えております。

今回の質問、通告に出してありますけれども、一色小学校の芝生化の事業についてお伺いしておきます。

この事業は、スポーツ振興宝くじ助成金という2,872万9,000円がいただけるとのことで、一色小学校芝生化事業ということで3月の定例会で予算化がされました。けれども、当てにしていた助成金が不採択となり、3,300万円の合併特例債を使つての財源変更案が今議会に出されていますが、この小学校芝生化工事の入札はもう既に4月21日に行われ、落札価格は3,348万円で不二産業が落札をし、工事はあらかた終わっており、この27日には、PTAの方たちで芝生を植えかえるとのこととです。

幼稚園、小学校の運動場、また公園の芝生化については、賛否はあるものの、私としては芝生化に前向きな考えを持っていますが、今回、議会に提案された財源組み替えについては、また内容についてもいささか同意しかねる部分がありますので、7項目に分けてお伺いをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

まず1点目は、2,872万9,000円がいただけるスポーツ振興くじ助成金が不採択になり、3,300万円の合併特例債への財源組み替えにされた理由をお尋ねします。また、芝生化事業の計画及び3月定例会で予算が可決してから、現在に至るまでの経緯の説明をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

スポーツ振興くじ助成金から合併特例債に財源組み替えした理由及び予算可決から現在に至るまでの経緯について、お答えさせていただきます。

一色小学校校庭芝生化工事につきましては、議員の発言のとおり、平成27年1月26日に独立行政法人日本スポーツ振興センターに対し、助成金の交付を申請し、平成27年度の予算において2,872万9,000円を歳入として計上し、3月の本議会において予算を可決していただきました。今年度に入り、4月21日に入札を実施し、3,348万円で落札されましたが、その後、4月27日に不採択通知がスポーツ振興センターから届いたため、既に入札が実施済みであり、一般財源に影響を及ぼさないようにとのことで、合併特例債を財源として手当てをさせていただきました。

採択前に入札等実施いたしました理由といたしましては、6月中に芝生を植えつけないとポット苗の成長時期を逃し、根つかず枯れる可能性があること。また、植えつけ後、すぐに散水のためスプリンクラーを稼働させるためには、井戸の掘削及び水槽の整備を行い、運動会の練習及び5月30日の運動会に支障を来さないように実施する必要性がありました。運動会後には、グラウンド内にス

プリンクラーや配管、土の搬入、傾斜形成、苗を植えるための1万4,480カ所の掘削が必要であり、6月27日を植えつけ日として調整しており、植えつけ日に間に合わせたいために4月当初の入札が必要であること、助成金の制度として、交付決定前に工事を実施してよい制度であること、申請すれば助成金がもらえるものとの拙速な判断により入札に至りました。財源の確保ができないまま入札を実施いたしましたことについては、まことに申しわけありませんでした。

今後は二度とこのようなことがないように、適正に事務を執行するように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今、るる説明をしていただきましたけれども、再質問をさせていただきます。

スポーツ振興宝くじの助成金と合併特例債の違いについての説明と、スポーツ振興宝くじがもらえるかももらえないかわからないとき、早い話がお金の出どころが決まっていなくても入札ができるのか。また、規則的には何ら問題はないのか、お尋ねをします。

もう1点、合併特例債組み替えに対して、今議会に提出されておりますけれども、もし議会が反対した場合はどのようになるのか、3点お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

合併特例債につきましては、新市の一体性の速やかな確立を図るための公共的設備の事業に合併特例債をもって財源とすることができるとされております。スポーツ振興くじについては、芝生化事業のメニューがあるということでございます。

それから歳出予算等のうち、国庫支出金、県支出金、その他特定の収入を財源とする事業につきましては、その収入が確定するまでは支出負担行為をしてはならないことと本県市の予算事務規則等で規定されております。財源が確定しておらず、入札を行うべきではありませんでした。申しわけありません。

〔発言する者あり〕

否決されたらどうなるかということですが、財源の組み替えが認められませんので、当初予算のとおり、スポーツ振興くじ助成金を財源としたままの事業になります。本助成金の二次申請というのがありますので、その採択に向けて全力を注ぐつもりでございます。以上であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

まずスポーツ振興宝くじと合併特例債の違い、考え方の違いもあろうかと思うんですが、このスポーツ振興宝くじの助成金は、これは市民からいただいたお金じゃないんですね、税金じゃないんです。企業から出された補助金ということで、市民の方、国民の方に何ら負担をかけていないというお金なんですね。

それから合併特例債は、国から8割近くがいただけるということなんですけれども、これは市民からいただいている、国民からいただいている税金なんですね。

もう1点は、合併特例債を使うこと条件として、今言われましたけれども、速やかにということが言われました。芝生化するのに速やかにやらなければいけない理由がどこにあるのか、改めて伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

芝生化事業につきましては、助成金が不採択となったということで、一般財源に影響を及ぼさないようにということで合併特例債を充てさせていただいておるところであります。芝生化につきましては、住民相互が一体感を持つために行われる公共的施設の整備ということで、合併特例債のほうで財源を充てる計画をいたしました。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

もう1点は、早い話が、どこからお金が出るか決まっていないうきに入札をする。これはルール違反だということのみずから認めているわけなんですね。このことについては、順次説明、また質問をしていきますけれども、こういうことが許されるということ自体、またこれをわかりましたとすんなり認めることは、議員としていかなものかなあという思いがしておりますので、何とか私もこの事業を成功させたいなあという思いもありますので、改めて次の質問に移らせていただきます。

スポーツ振興宝くじ助成金が不採択になったと思われる理由及びどの程度が不採択になるのか、伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

スポーツ振興宝くじ助成金が不採択になったと思われる理由及び不採択の状況についてお答えさせていただきます。

採択の審査視点といたしましては、事業規模、事業の必要性、施設整備環境、管理体制、事業予

算の確保状況等に加え、スポーツ振興くじの都道府県別の売り上げの状況を勘案して行われます。不採択になりました理由は公表していただけませんが、本市の申請いたしました内容が、計画審査基準に満たなかったものと考えております。

本助成は二次募集もあり、二次の申請につきましては、一色小学校の芝生化事業が計画審査基準を満たし、採択されるよう全力を挙げる所存でございます。また、採択の状況であります。天然芝生化新設申請件数16件のうち採択件数は9件でした。そのうち小学校の申請件数は3件で、採択件数は1件となっております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

早い話、今の説明を聞くと、議会に最初に説明をされた、補助金がいただけますということに対して、何ら確信も確証もない中において議会の中でそのことを発表して、予算の審議をさせて、そして賛成を得たという。言葉の悪い言い方をすれば、うそ八百並べて、そして賛成を得たということになるじゃないかという思いがしております。

今言われたように、大体3分の1以上が申請をしてもいただけない。また、隣の瑞穂市が4校今やっておりますけれども、これは市長さんがすごく行動をしたんですね。政治的努力、運動をして何とかいただけるようにということで、ありとあらゆる知恵を絞って、そして書類等もきちんとしたものを提出されて、そしてようよう受かったというふうに聞いております。

けれども、今の事務局長の答弁ですと、早い話がその申請すら、言葉の悪い言い方をすれば、簡単に適当に書いて出したというふうにみずから認めておるということに対して、議員として到底服しかねます。このこと責任追及においては、また改めていたしますので、次に移ります。

一色小学校の校庭の芝生管理の1つである水やりと、また芝刈りはPTAの方たちが行うというふうに間接的に聞いておりましたが、なぜスプリンクラーによる水まきが変わったのか。また、スプリンクラーを設置しなければいけなかったのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

芝生の管理のための水やり等についてお答えさせていただきます。

芝生の管理につきましては、散水作業が大変重要であり、芝生の質に大きく影響するため、水が均一にまけること。芝生化後の管理が学校の先生、PTAの方たちに負担にならないよう簡単に水がまけること。また、他市のスプリンクラーの導入状況及びスポーツくじの助成条件として、散水、排水設備の設置が必要になってきておることから、スプリンクラーの導入に至っております。以上であります。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

今の話ですと、スプリンクラーの設置には、助成金をもらうための条件の1つとしてスプリンクラーの設置が義務づけられているというふうに捉えるんですね。そういうふうに解釈してよろしいのかということなんです。逆に言うと、助成金をもらうためにスプリンクラーの設置をしたという。本当にスプリンクラーが必要か否かということの議論はされていないというふうに解釈してよろしいですか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

スプリンクラーの導入につきましては、要は芝の散水作業に手間がかからないようにということで、学校の先生、PTAの保護者たちに負担にならないように、簡単に水がまけるようにとの検討をして導入に至っております。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

早い話が、助成金をもらうためにスプリンクラーの設置を求めたということであり、当然それをお手伝いするということが前提の中で行われていて、水まきをお願いしたほうがいいか、また芝刈りをお願いしたほうがいいかと言えば、やるほうとしては、それはやらないほうがいいに決まっておるし、楽なほうがいいということの選択になるかと。けれども、そこには莫大なお金がかかるということを承知しておいていただきたい。そのお金は市民の方からいただくお金だということを肝に銘じて、次の質問に変わります。

一色小学校の校庭と同じような広さがある本庁の南にあるかがやきドーム周辺の芝生なんですけれども、この芝生管理の内容と年間経費はいかほどか。また、一色小学校と同じような広さを持つこのかがやきドーム周辺には、スプリンクラーが設置されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

かがやきドーム周辺の芝生管理内容と年間経費及びスプリンクラーの設置についてお答えをさせていただきます。

かがやきドームにスプリンクラーは設置されておられません。芝生管理の内容につきましては、刈

り込みが年7回、肥料散布が年2回、薬剤散布が年3回、手取り除草が年1回、移動式による水道水を使用した脱着式スプリンクラーの散水が年6回となっており、平成27年度の委託契約額は199万8,000円となっております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

約200万弱ということなんです。管理経費というものが。スプリンクラーも設置がされていないという。

一色小学校のスプリンクラーにかかる費用をざっと換算しますと、何十年間委託をしてもスプリンクラーを設置するよりも安くなるのか、ざっとの計算で結構ですので、お答えをお願いいたします。

また、同じような広さを持つかがやきドーム周辺に芝生を敷いた場合、いかほどかかるのかお尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

一色小学校の散水設備工事ではありますが、1,965万2,000円ほどですので、かがやきドームの年間委託料が199万8,000円の10年ぐらしかかるものと考えております。あと、かがやきドームと同じくらいの芝生化を実施した場合は幾らぐらいかとのことですが、一色小学校の芝生化の工事につきましては700万ほどですので、同程度が必要かと思われま。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

スプリンクラーにかかる費用が、2,000万ほどかかるということなんです。

5番目に移ってもよかろうかとは思ってはおりますけれども、早い話が、今回3,300万強で入札が行われております。瑞穂には4校が芝生化されているんですね。そして4校のかかった費用、またt o t oと同じ助成金なんですけれども、それをいただいた工事がなされております。一番新しいものにおいては、平成25年に2校行われておりますけれども、2校とも1,000万ちょっとなんです。今言われましたスプリンクラーに2,000万、また芝生に700万、同じような広さを有する本庁の南の土地では2,700万程度かかると言われておりますけれども、学校においては3,300万かかるということになる。そこに少し矛盾があるかなあという思いがしております。

また、瑞穂の学校では、正式な金額でいくと南小学校においては1,024万4,362円、こういう金額が出ております。中小学校においては1,010万2,066円という金額で工事が行われております。今回、

一色小学校での3,300万円との違いについて、思い当たるところがあったら御説明をお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

瑞穂と一色小学校の違いであります、芝床の舗装工、ここで700万ほど。それから受水槽の設置工事で一番大きく違まして、瑞穂は受水槽が設置されておりません。これに1,000万ほど。それから加圧ポンプ、これも瑞穂は設置されておりません。これが370万ほどの違いがあるものと思っております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

この違いが今言われましたとおり、瑞穂でやられる方式と本巢のやり方とは少し違うということだそうでございますけれども、どちらがいいか云々ということは、この場で議論するつもりは私はありません。けれども、いかにも高いですよということだけつけ加えておきます。

スプリンクラーの費用が幾らぐらいかということも2,000万ぐらいだということでもあり、また芝生化も700万円ほどかかるということなんですけれども、50センチ四方に1つのポット苗を植えて行う事業なんですね。広さがどの程度かということは割り算、掛け算でやってもらえればわかるんですが、そこに植える苗は21円で購入されておりました。これは瑞穂のほうの価格なんですけれども、本巢市における価格は幾らなのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

4番目の再質問ということでよろしいですか。

○3番（鏝本規之君）

はい、それで結構です。

○議長（黒田芳弘君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

芝生の苗であります、1万4,480株でトータルで45万3,600円になっております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

芝の値段というのはその程度なんですね。そして工事においてはさほど難しい工事でもない。私も自分で芝生を育て、広いところで芝生管理をしておりますけれども、管理、その他もろもろが非

常に難儀であります。病気もよく出ますし、また植えかえ等もしなければならぬ。また、少し放置すると虫が結構湧きますし、蚊も寄ってくるんですね、どういうわけか知りませんが。

そういうことを踏まえて、5番目に移りますけれども、一色小学校の校庭の芝生に散布するための予算ということで2,000万ばか出てきたんですけれども、その必要性。要するになぜ必要かと。先ほども言うておられるように、楽をするために必要というふうにとられて仕方がないので、改めて聞きます。

スプリンクラーを本当に必要か否かということ。助成金がもしもらえなくて、一般財源もしくは合併特例を使ってこの事業をしようとしたときに、スプリンクラーの設置をしたほうがいいのか悪いのか、また井戸を掘ることがいいのか悪いのか、水道水を使っての散布でいいのか悪いのかということ。年に何遍もスプリンクラーを使ってやらなければいけないこともないだろうと。

また、事業の内容としては、4校やるような計画もあるかというふうに思っております。そうすれば、スプリンクラーじゃなくてして、水まき機を購入してやれば、4校で時間をずらせば1台の車までできるという経費の節減も当然考えられるし、議会にそういう話を提案されれば、そういう意見も出るかと思えます。当然議員の中には、そういうことに非常に詳しい人もおられます。そういう中において、本当にスプリンクラーの設置が必要であるのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

5番目の質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

スプリンクラーの必要性についてお答えさせていただきます。

先ほども御答弁させていただきましたが、芝生の維持管理において散水作業は大変重要であり、芝生の質に大きく影響するため、スプリンクラーの導入が有効であると判断しております。その判断の理由といたしまして、どの場所も均一に水が行き渡るようにすることが必要であること。また、夏場は十分な散水が必要であること。学校の先生などが朝と晩、手で散水を行う時間と労力を考慮したこと。また、県内他市町でもスプリンクラーを導入しており、芝生の枯れや未成育の箇所もなく良好な状態で維持ができているとの理由により、スプリンクラーの必要性を考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

これはつけたほうがいいか、つけないほうがいいかの見解の相違でございますので、100回聞いても同じような回答だろうと思っております。

ただ、私の思いとしては、芝生の管理に今回つけてやるものはタイマー式なんですね。雨が降ろうが、雪が降ろうが、タイマーということは自動的に水がまかれるということだけ言うておきます。

6番目に移ります。

この芝生を管理していくための管理内容と管理費用はどの程度見込んでおるのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

一色小学校の芝生を維持管理していくための内容と年間経費につきましてお答えをさせていただきます。

年間の管理といたしましては、散水は4月から11月の毎日2回自動で行い、草刈りを毎月一、二回程度、肥料散布を毎月1回程度5月から11月に行います。また、学校の先生が乗用芝刈り機兼肥料散布機で定期的に管理を行い、芝生及び土の補填、補充についても、計画的に学校の教職員、保護者等に協力をいただいてやっていきたいと考えております。

年間管理費につきましては、土の補充に約9万2,000円、その他芝の補植に約7万円、肥料に約8万8,000円の合計25万円程になる見込みであります。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

どこまでいってもかみ合わないところはかみ合わないということなんですけれども、当初説明があって、また反省の弁も述べられているし、ルール違反ということも認めております。きついような言い方をしますけれども、過ちは過ち、改めるにはばかる事なかれということもありますので、素直に自分の過ち、行政の過ちを認めたことにおいては、ある一部分、納得をせざるを得ないかなあというところもあります。

今後についてのことなんですけれども、よくても悪くても、掘っちゃったものを今から埋めるわけにはいかない。この井戸を有効的に使う策というものを考えたらどうかなあというふうに思っております。今、水洗便所、学校のトイレ等、またプール等に水をやっておるところは、水道水を使っているというようなことを聞いておりますけれども、せっかく井戸をつくって無駄なお金だと言われないためにも、井戸そのものを有効に使うような計画をまた練ったほうがよかろうかと思っております。

また、totoというスポーツのくじなんですけれども、市長さんも今全力をもって、何とか二次でいただけるようにということで、汗をかいておられると聞いております。議員として私も当然汗のかけるところはかくつもりでありますけれども、それはそれとして、今回こういう不祥事と言ってもいいような事案になったことについては、責任の所在と責任のとり方を明確にしなければいけないのではないかなと思っております。そのことによって市民からの信頼を得る、また市民の方に理解をしていただくということではないかと思っております。そういうようなことを今答弁でき

ないかもしれないけれども、もし考えがあるとするなら、お答えをお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

7番目の今後についての質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

今後についてお答えします。

一色小学校の校庭の芝生化につきましては、議員から御発言がありましたように、6月27日に芝生の植えつけ作業を実施いたします。また、スポーツ振興くじの助成金が確保できるよう、二次募集に申請し、採択に向けて一生懸命全力で取り組み、採択いただけるように努めてまいりたいと思います。以上であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

何を私が言いたいかという、みずからやった行い、入札等においても、これはルール違反であると言った以上、その責任はきちんととらなければだめであるということなんです。それが市民に対する信頼を得るということにつながるかと思っております。

また、市長におかれましては、部下の間違ひは庁の間違ひという、会社で言うなら社長の間違ひであるということですので、市長におかれましても、当然それなりの覚悟は持って聞いておられたと思いますけれども、一生懸命汗をかいておる姿を見ると、余りきついことも言えないかなあという思いをしております。何とか振興宝くじが当たるように、一生懸命で我が神社にお願いをしておきます。

次に変わります。

2番目のマイマイガの件ですけれども、マイマイガと2006年特定外来生物に指定されたオオキンケイギク、私はこんな名前を聞いてもよくわからないんですけども、要するに早い話がこういうきれいな花なんです。非常にきれいな花ですから庭に植えておる人も見えます。けれども、これは悪い言い方をすると悪いやつなんです。そういうことで、このことについて質問をしたいと思っております。

マイマイガについては、過去に若原議員が質問をしておりますし、今回、後藤議員が質問をされておられますので、質問が重複するかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

また、名前がオオキンケイギクとちょっと舌をかみますので、黄色い花ということで話しておきますけれども、黄色い花においては、以前も一遍、一般質問等々で聞いておりますので、対策等の回答もまたいただいておりますけれども、その成果が実質的には実っていないんですね。私も漁業組合の組合長を仰せつかっておる関係上、河川にはよく行くんですけども、非常に河川の周りに多いんですね。せっかく質問をして対策等を聞いて対策をしますよと言っても、そのことが実って

いないので、改めてお聞きをいたします。マイマイガについては答弁できる範囲内で結構でございますし、黄色い花について、改めて市としてどういうふうな対策をっておるのか、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、マイマイガとオオキンケイギクに係る市の対策について答弁をさせていただきます。

まずマイマイガにつきましては、平成25年度より県内において多く発生しており、特に平成26年度は飛騨地方を中心に大量に発生をしております。その大部分が森林に生息していると言われており、大量発生をしたその幼虫が人家があるところに出てくるものと考えられております。

このガの発生場所は、公有地に限らず広範囲に及ぶため、殺虫剤や樹木への農薬散布による防除の効果は薄いものでございます。人体や生態系への影響を考えると、直接的かつ有効な手段がなく、憂慮しているところでございます。

次に、オオキンケイギクにつきましては、議員御指摘のとおり、平成18年に生態系に重大な影響を及ぼす植物として特定外来生物に指定され、現在、栽培、移動等が禁止をされております。いずれの場合におきましても、その特徴や駆除・防除の方法を既に広報紙、ホームページ及び自治会内回覧を通じて広報、周知をしているところであります。その発生場所、自生場所の土地所有者及び管理者にそれぞれの対応をお願いしているものでございます。御理解をお願いいたします。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

マイマイガにおいては、ある人から聞いたんですけれども、卵をたくさん産むということなんです。その卵はヘラのようなもので取るということが前提になっておりますけれども、取らなくてもいいということなんです。大きな袋みたいなどころにちょっと傷をつければ、冬の寒さで皆死んでしまうということなんです。また、発生したマイマイガにおいては、私と一緒に少し足りないところがあるのかもしれないけれども、木のところに一番安い紙のガムテープを巻いておくと、滑って上がれないということだそうでございますので、もしそういうことで聞かれたら、そういうことの対策もありますよというふうにお答えしていただければ幸いかなあというふうに思っております。

次に、3番目の真正中学校の……。

○議長（黒田芳弘君）

ちょっといいですか。

2番目の今後についての質問はいいですか。

○3番（鏝本規之君）

もう今後は言いましたので、結構でございます。時間がありませんので。

真正中学校のグラウンド南の土地についてお伺いをいたします。

12月定例会、3月定例会においても、このグラウンド南の土地について質問をしましたがけれども、いまだ何ら話が進んでいないという声が聞こえてきます。いま一度この件について質問をしますので、よろしくお伺いをいたします。

この土地は市有地と市民の方、A氏が所有する土地で構成されております。謄本を見ますと、当初は、A氏が所有する2,225平米、約675坪の雑木林、今、植わっておるところでしたけれども、この2,225平米の土地は、A氏から昭和45年3月、また51年4月、56年9月の3回にわたり市の名義に変更されております。現在、市の名義になっていない土地は143平方メートル、約44坪ということでございますけれども、あとの600坪以上の土地は市の名義になっているんですね。市民の方からは、早く何とかしてほしいというような要請も多く、また先ほど一般質問をし、また後藤議員も質問をしたようなマイマイガ等々も多く発生をしております。蚊も相当湧いていると聞いておりますし、中には建設廃材等々が乱雑に置かれている状況を鑑みますと、一刻も早く解決しなければいけないのではないかなあという思いがしておりますので、そのことを踏まえ、改めてお伺いをいたします。

今、地権者との話し合いを設ける場をつくるなり、またどういう方法でこの問題を解決しようとしているのか、市の対応をお聞きいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

真正中学校のグラウンドの南の土地の現在の市の対応についてお答えさせていただきます。

隣接する土地所有者との主張の食い違いを解決するための手段といたしまして、前回の一般質問で御提案をいただきました筆界特定制度に係る申請に取りかかり法務局等で確認をしたところ、土地の筆界を特定するまでは長い期間がかかります。

今後につきましては、この問題を解決するためにどういう形で解決できるか、顧問弁護士ともよく協議し、議員の皆様の御意見を賜りながら、一刻も早い解決に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

これは何十年にわたって解決できないという問題なんですね。当然相手もおるし、相手は相手な

りの言い分もあるだろうと思っておりますけれども、法的には市の名義になっているものは市の財産であるということで、前にも言ったかと思っております。

その中において、44坪の土地を残して、あと伐採をするなり、何か市のほうとして行動を起こせば、もし地権者の方で御不満があるとするなら、地権者の方から何らかの抗議等々の行動に移されるのではないかと思っております。そういうことをすることもやむを得ないのではないかなあという思いがしております。

なぜそれを言うかといいますと、生徒たちが安心して勉強、運動に励む環境をつくるのは、大人の義務であり役目だと思っております。何十年にもわたってあの悪い環境を放置しておるということは、大人としての義務・責務を果たしていないというふうに私は思っております。相手が話し合いに応じないとか、市のほうに何らのミステークがあったとするなら、先ほども言ったようにわびるところはわびる、そういう姿勢が必要ではないかなあという思いがしております。

一刻も早くこのグラウンド整備をして、生徒の方たちが安心して勉学に励めるようにする義務が、私は大人としてあるのではないかなあという思いがしておりますので、どういう方向で今後向かっていくのか、もし何か対案があれば、お聞かせをお願いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

2点目の質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

真正中学校グラウンド南の土地の近い将来に向けた計画について、お答えをさせていただきます。

真正中学校のグラウンドを整備する際には、市名義の土地の中にA氏が所有権を主張されている土地が存在するため、その問題が解決するまでは、グラウンドの整備着手は困難と考えております。そのため議員御指摘のように、一刻も早い問題解決をして、生徒たちが快適に過ごせるような環境にするために、どういう話し合いの場を設けて進めていけるか、法的なことも含めまして、皆様の御意見を賜りながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

私もこのことに関しては、相当それなりに勉強をしました。私も顧問弁護士を持っておりますので相談もしております。

早い話が、A氏が持っていたものを市の名義にするには、A氏の承諾がなければできない。当然A氏はその土地を市の名義にすることに同意しているんですね。残りの約44坪はまだその同意が得られていないという中において、A氏の同意が得られていないという回答は到底承服しかねる。どこが境界線であるかということにおいては、当然A氏も、また市も立ち会いのもとできちんと線を引けば済むことであると。また、きちんとしたものが出ないとするなら、1メートルなら1メー

ター、2メーターなら2メーターをあけて、そして残りのところを開発するなりするのが行政の役目であり、またそれに携わる大人と言われる人の知恵ではないかなあというふうに思っておりますので、今の答弁では到底納得できませんので、改めて、前のときには教育長が来年のグラウンド整備に向けて解決する方向で努力をされると言われておりました。当然予算を計上するまでに、あと少しの時間しかありませんので、そのことについて、教育長がまた何らの思惑を持っているとするならば、教育長にお尋ねをしますし、当然この学校関係においてのトップでありますので、頭を下げるところは下げる、また地権者の人との話し合いを持つなら持つということをしていただきたいと思っておりますけれども、教育長としてそういう行動を移すのか、お聞きをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

通告はされておられませんので。

○3番（鰐本規之君）

答えられなければ答えなくて結構でございます。

○議長（黒田芳弘君）

ちょっと通告外でありますので、時間も来ておりますのでお願いします。

○3番（鰐本規之君）

私は全ての質問を教育長にという形で出しておりましたけれども、どういう関係上か知りませんが、事務局長ということになっておりますので、そういうことでルールとして従わざるを得ないなら従うということでございますけれども、教育長は教育長としての責任をきちんとして果たすようお願いをして終わります。

○議長（黒田芳弘君）

暫時休憩といたします。再開を1時30分ということによろしいですか。

午後0時09分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（黒田芳弘君）

再開いたします。

続きまして、5番 船渡洋子君の発言を許します。

○5番（船渡洋子君）

今定例会の最後の一般質問となりました。前回に引き続いての最後を務めさせていただきます。

3点、通告をいたしましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

1点目の生活困窮者自立支援制度の着実な実施についてお尋ねをいたします。

経済的に困窮する人を生活保護に至る前の段階から支え、自立できるように積極的に後押しをする生活困窮者自立支援制度が4月から始まりました。この制度は、新たな人生への挑戦を後押しする画期的な法律です。

この法律に基づく生活困窮者自立支援制度は、必須事業として自治体に総合相談窓口の設置を義

務づけた上で、相談者の自立に向けたプランを作成し、必要な就労支援や福祉サービスにつなぐ。離職などにより住居を失った人、またはそのおそれのある人には、家賃相当の給付金を一定給付する等、さまざまな理由で生活に困窮している人たちの相談を幅広く受け入れ、サービスにつなげていきます。

任意事業としては、1番目に、就労に向けた訓練、就労準備支援事業、2番目に、住居のない生活困窮者に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供を行う一時生活支援事業、3点目に、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸し付けのあっせん等を行う家計相談支援事業、4番目に、生活困窮者家庭の子どもへの学習支援事業、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を行うことができます。

生活困窮と一口に言っても、経済面や家族関係、精神的な問題など多くの理由があり、複雑に絡み合っている場合もあります。そのような人たちは、なかなか声を上げられず、支援にたどり着けなかったり、既存の制度では救済されず、社会的に孤立しているケースが少なくありません。そういったはざまに置かれた人をどのように見つけ出し支援していくか、そこが最も難しい課題かと思えます。そこで取り組み状況についてお尋ねをいたします。

1点目、この制度のきめ細やかな周知と、必須事業と任意事業の今後の対応について伺います。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、御質問の制度のきめ細やかな周知と必須事業の今後の対応につきましてお答えいたします。

生活困窮者自立支援制度として、生活保護に至る前の段階で生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、本市では、4月より必須事業であります自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給を社会福祉協議会へ委託し実施しております。自立相談支援事業では、生活に困っている方が早い段階で自立した生活に戻れるよう、相談支援員が相談に応じ、その人の抱えるさまざまな問題に対応した支援へとつなげてまいります。

また、住居確保給付金の支給は、離職により生活に困って住居を失った方や、または住居を失うおそれの高い方に安定した就職活動ができるように、期限つきでの家賃相当額を支給する事業です。4月から現在までに5件の相談がございました。民生委員さんなどからの情報提供を受け、相談員が自宅を訪問し状況を確認するとともに、相談者の抱えている問題の調査を行い、支援調整会議におきまして就労支援等の方針を提示し、支援を行っているところでございます。

本制度の周知につきましては、市のホームページや社会福祉協議会の広報紙「なごみ」に「生活困窮者自立支援事業について」を掲載し、住民の方への周知を図っているところでございます。さらにパンフレットを作成し、民生委員・児童委員、地域福祉協力員等の関係機関へ配布し、研修を行うことにより、支援制度の理解をしていただき、地域の方への声かけなどにより支援へつなげて

まいりたいと考えております。

必須事業につきましては、社会福祉協議会へ委託し、相談支援員による相談支援業務等を実施してところですが、就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業などの任意事業につきましては、社会福祉協議会との連携を深め、事業の充実を図っていきながら、生活困窮者の相談内容の状況を踏まえ、必要に応じて支援事業の取り組みを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

1番目の質問の再質問をさせていただきます。

まず周知についてですが、せっかく制度が立ち上がったにもかかわらず、知られていないということでは、この制度の求める成果はなかなか得られません。また、生活困窮者自立支援制度の対象者は限定をされていません。従来の課題別、対象別の制度ではないということを十分理解することが必要でございます。

川崎市等、先進的な自治体においては、市の広報で大きく取扱制度を周知し、全戸配布をしていると伺っていますが、本市としては、先ほどなごみ等のパンフレットで周知をしているとの回答でしたが、大きく周知をしていくというお考えはありませんか。

○議長（黒田芳弘君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

先ほど市のホームページや社会福祉協議会の「なごみ」について広報しているということを御答弁させていただきました。それ以外に社会福祉協議会のほうでパンフレットを作成いただきましたので、関係機関においての配布、あるいは窓口への設置等を考えて周知を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ホームページ等は見られる人と見られない人、生活困窮者の方はそういうのは多分見れないというふうに思います。そういう意味で、広報等で周知をされるほうが全体に行き渡るのではないかなというふうに思いますので、今後検討をしてみてください。

そして必須事業と任意事業の今後の対応ということで、相談内容を見ながら任意のほうも進めていくという御回答でしたが、厚生労働省は今年の12月に、この901自治体に任意事業を取り組むかどうかの意向確認調査を行った結果、学習支援は35%の自治体の実施予定、あとの3点は、その他

の任意事業は3割未満と低く、窓口業務に当たる自治体の担当者からは、支援メニューが少ないと効果的な支援策にまとめにくいという声が強く、任意事業を積極的に実施することで必要と言われていますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

任意事業への今後の取り組みでございますが、先ほど御答弁させていただきましたように、相談内容で任意事業の相談等がふえてきた場合に検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

その都度その都度という御回答です。積極的に実施をしていただきたいということを要望します。そして2点目に、対象者の把握をどのようにされるのかをお伺いいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは御質問の、対象者の把握をどのようにされるのかにつきましてお答えさせていただきます。

生活困窮者は経済的な困窮のみならず、長期間引きこもっているなど、社会的に孤立している場合もあり、相談に来られないなど、みずから支援を求めることが困難な場合があると考えられます。社会福祉協議会や市役所の窓口において待っているだけでは、困窮者はみずから相談に来られないと考えられます。

そのため、民生委員・児童委員、地域福祉協力員、あるいは友愛訪問事業、見守りネットワーク事業等による見守り活動の中で、生活困窮者の情報収集に努め、また市役所内においても、福祉部局にとどまらず、住民の方と接する機会が多い部署からなどの情報提供を得ながら、早期に対象者を把握できるよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

大体広く吸い上げられるようなことを考えていただいているというふうに思います。早期支援が

必要ということで、滋賀県の野洲市方式では、市役所に相談に来た多重債務等の相談をキャッチして、御本人の同意の上、関係部署、関係機関からこの窓口を紹介し、着実に支援につなげるという取り組みをしてみえます。また、税金とか国民健康保険、それから水道担当等の滞納情報を活用して生活困窮者の早期把握、早期支援が可能になるということで、あらゆる可能性を考えて、今後そういったことをしていただけたらと思います。

3点目ですが、相談窓口での相談支援員は、どのような方で対応されているのか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは御質問の、相談窓口での相談支援員は、どのような方で対応されているかにつきまして、お答えさせていただきます。

相談窓口は社会福祉協議会本所に設置し、相談支援員として、主任相談支援員1名、相談支援員と就労支援員の兼務者1名の計2名を配置しています。相談支援員はそれぞれ社会福祉士、社会福祉主事の資格を有しており、長年の相談業務による豊かな経験や福祉知識を生かし、さまざまな悩みを抱えた人の相談に応じることができます。また、社会福祉協議会の各支所や市役所福祉敬愛課におきましても、初期の相談に対応ができる体制となっています。

今後も、各種研修会へ参加することにより、相談支援員のスキルアップを図りながら、相談支援業務の充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

新聞記事によりますと、生活困窮者支援に取り組んできた愛知の弁護士の方が、この生活保護が需給できなくなるケースがふえるのではないかと心配をされているということで、生活困窮者が自治体などの支援を受けても、必ずしも自力で生活が立て直せるわけではない。高齢や心身の不調などの事情によっては、生活保護を受ける方が適切な場合があるとしています。

厚生労働省はそういった声を受けまして、ことし3月、自治体の生活困窮者自立支援と生活保護の担当部署が適切に連携をするよう通知をいたしました。生活保護が適切なケースについては、必要なものには適切に生活保護につなぐことが必要であると強調をしております。

このように、まだ生活困窮者自立支援法というのは始まったばかりで、これからいろんなケース等が出てくると思いますが、困窮者の中でも適切な支援さえあれば、前に進むことができる人が多く見えます。この制度が生かされるよう、困窮者に寄り添う支援体制を期待しまして、1番の質問

を終わります。

次に、2点目の胃がんリスク検診の導入についてお尋ねをいたします。

胃がんリスクABC検診とは、ヘリコバクター・ピロリ菌感染の有無を調べる検査と胃炎の有無を調べる検査を組み合わせて、がんになりやすいか否かをリスク分類するものです。血液による簡便な検査であり、特定健診などで同時に行うこともできます。胃がんリスク検診は胃がんそのものを見つける検査ではなく、ピロリ菌の感染がなく胃粘膜が健康な人たちをA群、その方たちは精密検査の対象から除外し、ピロリ菌に感染またはかつて感染、あるいは胃粘膜に萎縮のある人たち(CからD群)には、胃がんの発生を確かめるため、精密検査を受けてもらうものです。近年、A群の割合がふえており、多くの人たちが内視鏡を受けないで済む点が大きなメリットでございます。

現在、日本人の死亡原因の第1位はがんであり、2人に1人は生涯がんにかかり、男性の約4人に1人、女性の約6人に1人ががんで亡くなります。昔はがんといえば、ほとんどがそのまま死につながる病でした。40年前までは、がんの中では胃がんが圧倒的に多く、当時の胃がんは死に直結した恐ろしい病でした。医療技術の進歩や早期に発見できるがんがふえたことなどで、死亡率は減少しております。しかし、胃がんの罹患率は現在なお第1位です。食事や生活習慣の変化により、若年層は減少していますが、人口の高齢化により加齢とともに激増しています。団塊の世代が胃がん発生のピークを迎える2020年ごろには、胃がんの死亡者数は7万人に達する可能性が高いとされています。

群馬県高崎市では、2006年から医師会主導でリスク検診に取り組んできました。そして2011年からは、行政が実施主体となっています。40歳から70歳までの5歳刻みの節目健診として実施をされています。

胃がんリスク検診の導入を進める理由として、1点目に、近年、胃がんリスク検診を導入する自治体がふえています。行政主導や地区医師会が地域で導入した行政へ移行していく形などがあります。また、主要健保組合や1,000カ所を超える多くの健診機関の取り組みも広がっています。各方面からの実績報告もそろい、胃がんリスク検診の標準的な胃がん発見率を知ることができる段階となっています。

2点目に、胃がんリスク検診は、食事の影響がない簡便な血液検査で大勢の人が受けやすく、受診者数の増加につながります。また、受診者の口コミ効果も大きく影響をしています。

3点目に、医師会で行った胃がんリスク検診の結果、従来のエックス線法に比べると4から7倍の多くの胃がん、特に早期の胃がんを発見することができました。

4点目に、費用対効果も大きく、先ほど紹介しました群馬県高崎市の場合、胃がんの人を1人発見するための行政でかかった直接の費用は、リスク検診では183万円、間接エックス線法では331万円、直接エックス線法は709万円と比べると、2分の1から4分の1で1人の胃がんの人を見つけることができました。また、目黒区、横須賀市とも、エックス線法と対比して胃がんリスク検診の一次検診の費用は10分の1以下であり、ヤマト運輸健保組合では、一次検診の費用を初年度に2億円節減できたと報告をされています。

5点目に、受診率向上によって胃がんによる死亡者を減らすことを目指すのであれば、40歳で80%以上の人にピロリ菌の感染がないことを考慮し、胃がんの検診方法を見直すべき時が来ていると思います。がん対策基本法にも胃がんは感染症であることが書き込まれ、議会での質問に対しても、胃がん対策は感染症対策として除菌治療が極めて大事であり、真剣に取り組むとの副大臣の国会答弁がありました。

胃がんリスク検診は胃がんそのものを減らすという胃がん対策の入り口となります。多数の早期胃がんを発見でき、胃がんによる死亡者数を減少させることができます。早急に導入すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、御質問の胃がんリスク検査の導入につきましてお答えいたします。

胃がんリスク検査とは、ヘリコバクター・ピロリ菌、通称ピロリ菌感染の有無を調べる検査と、胃炎の有無を調べる検査を組み合わせ、胃がんになりやすいか否かをリスク分類するものですが、がんを見つける検査ではございません。

胃がん検診を、市ではこれまで健康増進法に基づき、国が定めるがん検診実施のための指針、有効性評価に基づく胃がん検診ガイドラインに沿って行っております。このガイドラインの中でがん検診につきましては、御質問の胃がんリスク検診ではなく、バリウムを用いたエックス線検査が推奨されており、多くの市町村でこの検診が実施されております。市では、現在この方式によるがん検診受診率の向上に取り組んでいるところでございます。

胃がんリスク検査につきましては、国のがん検診のあり方に関する検討会におきましても、市町村が実施する対策型検診の指針の見直しの一環として、検査方法が有効か検証を進めているところでございます。ピロリ菌は胃がん発症にかかわる要因の一つと考えられていますが、胃がんリスク検査にて、A判定（低リスク）と評価されても完全に胃がんのリスクがなくなるわけではないため、胃がん検診を受ける必要があります。このためガイドラインにおきましては、ピロリ菌検査について、個人の判断による任意型検診の方法として位置づけられています。

ピロリ菌検査につきましては、現在も研究が進められているところであり、研究成果の結果、将来的に国が新たな方針を示したときには、市はそれに沿って対応したいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

このピロリ菌のリスク検査については、24年9月に質問をさせていただきました。そのときの回

答も国の動向を見据え、他の検診と同時実施体制を考慮するなど、適切に判断するとの回答でございました。今回も同じような回答でございますが、厚生労働省の決定を待つのではなくて、今もリスク検診をやってみえるところもありますので、下からの盛り上がりといえますか、そういったことを一度検討されるといいのではないかと思います。

続きまして、3点目のコンビニの多角的活用についてお尋ねをいたします。

日本のコンビニエンスストアは、2015年3月現在、全国に5万2,000軒を超え、来店客数は12億6,000万人、平均客単価は605円、売上高は7,623億円となっています。余り大きな数でびんときないですが、7年前の2008年には、全国のコンビニ年間売上高が初めて全国の百貨店年間売上高を抜くなど、一大産業に成長をしています。年中無休で長時間の営業を行い、小規模な店舗において、主に食品、日用雑貨など多数の品種を扱う形態の小売店であるコンビニについて、経済産業省では、昨年の秋にコンビニの経済、社会的役割に関する研究会を開催し、報告書をまとめています。

報告では、コンビニエンスストアは、事業自体が国民生活を支えるとともに、雇用を創出するなど、日本の経済社会に対し、重要な貢献をしています。その上で、それぞれの各社がさまざまな課題に対応できるよう創意工夫を進めることが求められています。報告書では、経済的役割、そして社会的役割等、今後の方策を取りまとめ、今後、業界や関係省庁と連携をしながら取り組んでいくようにとしています。

高齢者や単身世帯、夫婦2人世帯の増加といった社会構造の変化の中、さらに女性の社会進出などによりライフスタイルが変わり、コンビニの役割も大きく変わり、コンビニがもはや市民生活密着の地域資源となっています。コンビニでは日常食品や日用品以外にもプリペイドカード、コピー、ファクシミリから乗車券、航空券なども取り扱い、電力料金、ガス料金、放送受信料、それから電話、水道料金などの収納代行も行っています。最近では、住民票などの交付や課税証明書の発行が全国のコンビニで可能になったことも報じられています。住民が利用しやすい立地、何よりも24時間営業の店舗が多いこと、住民の利便性を向上させています。

そこで1番の質問でございますが、コンビニを利用した行政サービスの拡大はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、コンビニエンスストアを活用した行政サービスの拡大については、平成24年9月議会の一般質問において、コンビニ交付サービスの考えとしてお答えをしておるところでございますが、それ以降、年月も経過しているところで、現状と今後の方針についてお答えをさせていただきます。

コンビニを活用した行政サービスの拡大により、市民サービスの向上及び窓口業務の負担軽減が図られることは、以前にも御回答をしたとおりでございます。また、このコンビニ交付サービスを提供しています市町村は、平成27年4月現在では、全国で100自治体となっております。前回お尋

ねがございました平成24年8月現在では、56自治体となっております。

県内では、大垣市及び高山市がこのサービスの提供を始めており、平成28年4月からは、岐阜市、可児市及び中津川市、さらに10月からは、お隣の瑞穂市がサービスの提供を行う予定であると聞いております。

本市におけます戸籍謄抄本及び住民票等の有料交付件数は、平成26年度では年間3万6,485件で、そのうち市内の各庁舎以外で発行されました広域相互発行分としましては994件であり、有料交付件数の2.7%となっております。

また、コンビニ交付サービスに必要とされます住民基本台帳カードの交付枚数でございますが、平成27年4月末現在で725枚で、人口全体では2.1%、生産年齢とされます15歳から65歳までの人口の3.4%にすぎない状況でございます。交付枚数が少ない要因といたしましては、カード交付手数料でございます500円を必要とすること及び利用用途が限られていることが考えられております。

一方、コンビニ交付サービスを提供するためには、もろもろの経費を必要とするものでございます。

具体的に申し上げますと、システム構築費用としまして2,100万円、これはマイナンバーの個人番号カードを利用する場合でございます。次に、既存のシステムの改修費といたしまして1,000万円、運用経費といたしまして運営負担金の年間300万円、保守管理費年間500万円とコンビニ業者への委託手数料といたしまして50万円、これは証明書1通あたり125円で年間交付件数を交付全体の10%の4,000件程度でした場合でございます。こうした経費が必要となり、総額といたしましては、導入初年度は3,950万円、2年目以降850万円を必要とするものでございます。このことから、現状で見込まれます年間4,000件の利用者における費用を考えると、証明書1件あたり2,125円となるものでございます。

よって、コンビニ交付に必要な住民基本台帳カードの普及率が低いこと、今般のマイナンバー法との関連によりまして、一部初期投資の経費が抑えられ、手続の簡素化が図られる点を考慮いたしましても、初期投資の経費及び年間運用経費が高額であること理由から、現在のところはコンビニ交付サービスの導入は困難と思われませんが、今後、平成28年度から始められる先行自治体の運用状況を参考にしながら、住民のニーズも勘案をした上で、導入について検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

ただ、コンビニで頼めばやれるというわけではなく、費用もかかるということでございます。ただ、マイナンバー制度が交付された場合、大変便利ではないかなというふうに考えております。先ほどもお話があったように、24年9月にコンビニサービスをということで質問をさせていただきま

した。そのときの御回答が、番号制度導入をされれば、いろんなサービスに利用ができると、そういったことを見きわめながら対応を考えていく、前向きにいろいろ検討していきたいとの回答でしたので、初期費用はかかるものの、市民のサービスを第一に考える場合、ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

そして、2点目のコンビニへのAEDの設置はできないかということでお尋ねをいたします。

最近、コンビニにAED配置事業が進んでいます。全国では、小・中学校を含む公共施設にも相当の数のAEDが設置されていますが、使用するに当たり、現状では限られた時間、限られた場所でしか使用できないという課題がありました。わかりやすく使いやすい場所に設置するというニーズに応える形となって、コンビニにAEDを設置というところがふえております。

本市におきまして、コンビニは、サークルKが5軒、ローソン1軒、ミニストップ1軒、セブンイレブン1軒、ファミマが2軒、デイリーが2軒ということで12軒のコンビニがあるわけですが、そういったところにAEDを設置しますと24時間対応ができるということ。施設の中では、夜、何かあったときには使用できないといったことを考えて、一度AEDの設置ということにも、ぜひとも検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒田芳弘君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、AEDの設置につきましては、現在、市では、市民の生命を守るために心肺停止等の発生の救命活動時に利用ができるよう、市庁舎、観光施設、教育施設、社会体育施設等の計41カ所に設置しております。

また、そのほか市内には、大型商業施設や医療機関を初めとしてさまざまな民間施設、事業所においてもAEDが設置されております。さらに、議員の御質問にありますように、24時間営業のコンビニエンスストア等に設置があれば、深夜帯の傷病発生時の利用価値は高くなることから、県内におきましては、自治体での設置が試みられているところでございますが、AEDの設置費用は1カ所30万から40万円程度が必要となります。本市内のコンビニエンスストア12店に設置した場合は、400万円から500万円程度の費用が必要であり、耐用年数がおおむね5年であることから、また更新時には同様の費用が必要となります。

こういったことから、コンビニエンスストアのAED設置につきましては、各事業者の意思や御協力に委ねられるものであると考えておりますが、今後、県内の各自治体のAEDの設置状況と活用状況を注視してまいりたいと考えております。

なお、市内の各施設や各事業所等に設置されておりますAEDにつきましては、その施設等の利用者が使用できるだけでなく、緊急時には誰でも利用できるよう、設置者に御協力をいただけるものであると理解しております。

いずれにいたしましても、救命措置が必要であるような緊急時におきましては、まずは119番通

報を最優先し、救急車到達までの間、救命士の指示に従った行動をとることが、まずは重要なことであると考えております。

今後の防災訓練等において、緊急時におきまして市民の皆様が適切な行動がとれるよう、心肺蘇生法の普及啓発とAEDの使用訓練に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（黒田芳弘君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

今後、予算の始末等のことも検討しながらということの御回答でございました。安心・安全のまちづくり、また市民へのサービス向上につながることは間違いありません。ぜひともこのAEDのことも、お金はかかりますが、検討して、今すぐというわけにはいかないかもしれませんが、今後、それこそ地方創生という、本巢市はこういうふうに行っているよという一つの意気込みといいますか、そういうことにもつながると思いますので、ぜひとも今後検討をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（黒田芳弘君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月29日月曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

